

鹿角市こども計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月
秋田県鹿角市

「子ども」及び「こども」の表記について

本計画における「子ども」及び「こども」、「子供」の表記は、基本的に以下の基準に沿って表記するものとします。

- ・法令における記載が「子ども」となっている場合や、引用文などで原文の記載が「子ども」となっている場合、既存の事業名称やサービス名などで「子ども」と表記されている場合など、「子ども」という表記が原形、固有名称と判断される場合には、「子ども」のまま表記します。（原文表記が子供であれば、子供と表記します）
- ・上記以外、一般的に子ども/子供/こどもを意味する場合には「こども」と表記します。

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画の期間	5
4. 計画の対象	5
5. 「こども・若者」の定義および「こども」の表記	6
第2章 こどもや若者、子育て家庭を取り巻く状況	7
1. 本市の概況	9
(1) 人口と世帯の状況	9
(2) 年齢別人口の推移	9
1) 年齢3区分別人口の推移	9
2) 20歳未満人口の推移	10
3) 18歳未満人口の状況	10
(3) 子育て世帯の状況	11
(4) 婚姻等の状況	12
1) 婚姻・離婚件数の推移	12
2) 未婚率の推移	12
(5) 自然動態の状況	13
1) 出生数・死亡数の推移	13
2) 合計特殊出生率の推移	13
(6) 就労の状況	14
1) 男女別就業者数、就業率の推移	14
2) 年齢階層別女性の就業率	14
(7) 様々な世帯の状況	15
1) ひとり親世帯の推移	15
2) 生活保護世帯の推移	15
(8) 各種手当等の状況	16
1) 18歳未満の生活保護受給者数の推移	16
2) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当受給者数の推移	16
3) 就学援助認定者数及び認定率の推移	17
(9) こどもを取り巻く状況	18
1) 児童クラブ在籍児童数	18
2) 児童相談所の相談件数	18
3) 不登校児童・生徒の推移	19
2. 教育・保育事業の実施状況	20
(1) 教育・保育事業	20
(2) 地域子ども・子育て支援事業	22
3. 各種調査結果からみた課題や方向性	27
(1) 各種調査の概要	27
1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査	27
2) 子どもの生活に関するアンケート調査	27
3) 子ども・若者の意識行動に関する調査	27
4) ヤングケアラーに関するアンケート調査	27
(2) 調査結果からみた課題や方向性	28
1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査	28
2) 子どもの生活に関するアンケート調査	31
3) 子ども・若者の意識行動に関する調査	34
4) ヤングケアラーに関するアンケート調査	37
第3章 計画の基本的な方向	39
1. 基本理念	41
2. 計画の基本的な方向性	41
3. 基本目標	42
4. 施策体系	43
5. 成果指標	44
第4章 施策の展開	45
1. こども・若者が健やかに成長できる環境整備	47
(1) 子ども・子育て支援事業の推進	47
1) 教育・保育事業の推進	47
2) 地域子ども・子育て支援事業の推進	48
3) 地域における多様な子育て支援の充実	54
(2) こどもと若者の健康の確保及び増進	56
1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	56
2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	61
3) 「食育」の推進	62
4) 医療環境の充実	63

2. 未来を切り拓くこども・若者への支援	65
(1) こどもや若者の健全育成の推進	65
(2) 多様な学びの支援	65
1) 学校教育の充実	65
2) 様々な体験機会の提供	68
(3) 働くことへの総合的なサポートの推進	70
1) 働きやすい社会に向けた啓発活動	70
2) 就労の支援	70
3) 就労環境の向上やキャリア形成に向けた支援	72
(4) 一人ひとりの未来に寄り添った支援	74
1) 結婚支援	74
2) 移住・定住の支援	75
3. 困難を有するこども・若者への支援	76
(1) 障がいのあるこども・若者への支援	76
1) 交流活動、相談支援の充実	76
2) 障がいのあるこどもの保育・教育環境の充実	77
3) 日常生活の支援の充実	78
4) 経済的支援の充実	80
(2) ひとり親家庭への支援	81
1) 住まいの確保に向けた支援	81
2) 経済的支援の充実	83
(3) その他の困難を有するこども・若者への支援	85
1) 経済的に厳しい状況にある世帯への支援	85
2) 学ぶことに困難がある人への支援	88
3) その他の支援	91
4. 子育てを社会全体で支える体制の充実	92
(1) 地域で支える基盤整備、ネットワークづくり	92
1) 育ちや学びを支援する基盤づくり	92
2) 育ちや学びを支援する人材の育成	96
(2) 子育て家庭や若者の経済的負担の軽減	98
1) 子育てにかかる経済的負担の軽減	98
2) 就学・進学にかかる経済的負担の軽減	99
3) 医療にかかる経済的負担の軽減	101
(3) 安全・安心な生活環境の整備	102
1) 住まいにかかる経済的負担の軽減	102
2) 安心・安全の確保のための活動の推進	103
第5章 子ども・子育て支援事業の確保の方策	107
1. こども（0～11歳）人口の推計	109
2. 教育・保育提供区域の設定	110
3. 教育・保育の区分の設定について	111
4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保について	111
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	111
6. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策	112
(1) 教育と保育の量の見込み	112
(2) 教育利用に対する確保策	112
(3) 保育利用に対する確保策	112
7. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策	113
第6章 計画の推進体制	117
1. 地域社会全体の共働による推進	119
2. 計画の推進体制	120
(1) 子ども・子育て会議による進捗評価	120
(2) 庁内における進捗管理の体制	120
(3) 関係機関等との連携・共働	120
(4) 国・県等との連携	120
3. 計画の公表及び周知	121
4. 計画の進捗状況の管理・評価	121

第 1 章 計画の概要



1. 計画策定の趣旨

本市では子ども・子育て支援の充実に向け、平成 27 年 3 月に「鹿角市子ども・子育て支援事業計画」を、令和 2 年 3 月には「第 2 期鹿角市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めたすべての子どもに対し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することができるように取り組んでまいりました。

また、すべてのこどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、さらに貧困が世代を超えて連鎖することのないように、困難を有する子どもとその家庭を支援するため、子ども・子育て支援事業計画を補完するものとして、平成 29 年 3 月に「鹿角市 未来へつなぐ子ども計画」を策定し、令和 3 年 3 月には「第 2 期鹿角市 未来へつなぐ子ども計画」を策定し、継続的にこどもの貧困対策にも取り組んでまいりました。

一方、国では令和 5 年にこども家庭庁が設置され、「こども基本法」が施行されるなど、子どもや若者に関する取組の方向性が大きく見直しされました。

「こども基本法」では「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進すること」が目的とされており、市町村には、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、努力義務が課せられました。

秋田県においては、人口減少や出生数・合計特殊出生率の減少、婚姻数・婚姻率の減少、不登校やいじめの認知件数、児童相談所における児童虐待相談対応件数などの増加といった状況があり、国の動向も踏まえ、新たに「秋田県こども計画」を策定することとしています。

本市においても子ども・若者世代の人口減少といった傾向は続いており、国や県と同様にすべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことは必要不可欠なものとなっています。

そのため、これまでも子ども・子育て支援事業計画や未来へつなぐ子ども計画といった計画に基づいて計画的な取り組みを進めてきたところですが、国や県の動向を踏まえ、新たにこどもから若者まで幅広く対象とした「鹿角市こども計画」を策定することといたしました。

「鹿角市こども計画」は子ども・子育て支援事業計画や未来へつなぐ子ども計画といった本市の子ども・子育て支援の取組を継承するとともに、より幅の広い年代を対象とした子ども・若者計画に相当する内容を含めて、総合的な計画として策定いたします。

(こども大綱が目指す社会)

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

こども大綱で示された理念や基本方針を踏まえ、本市においてもすべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指していきます。

(こども計画と関連する個別計画)

計画名称	内 容	根拠法
市町村こども計画	こども基本法に基づき策定される「こども大綱」は、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化したもの。	こども基本法
市町村子ども・子育て支援事業計画	教育・保育事業、地域子育て支援事業について5年間の見込み量と確保策についてまとめたもの。	子ども・子育て支援法
市町村次世代育成支援行動計画	社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するための行動計画。	次世代育成支援対策推進法
市町村子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策として「教育」「生活の安定」「保護者の就労」「経済的支援」などの取組についてまとめたもの。	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
市町村子ども・若者育成支援計画	子どもから30代までの人々が自らの居場所を得て、成長活躍できる社会をめざす計画。	子ども・若者育成支援推進法
成育医療等に関する計画	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進についてまとめたもの。	成育基本法

(秋田県こども計画の概要)

基本理念

全てのこども・若者が、個性や多様性が尊重され、将来に希望を抱きながら健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会を目指す

基本理念実現に向けた5つの視点

- (1) 社会を構成する担い手として位置づける視点
- (2) ライフステージ等に応じて切れ目なく支援する視点
- (3) 当事者の意見を聴きながらともに進める視点
- (4) 秋田で安心して生活できる視点
- (5) 社会全体で応援する視点

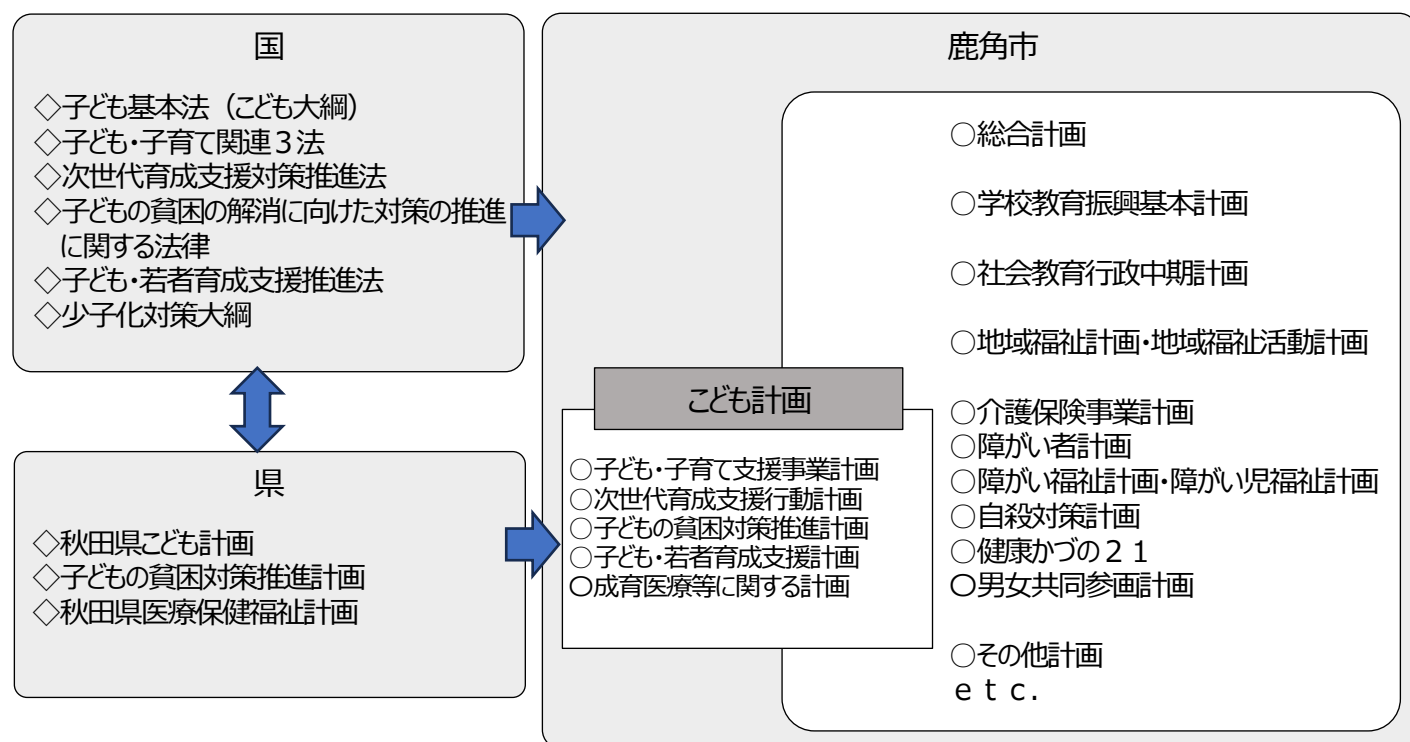
基本理念を実現するために展開する4つの項目

- 1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備
- 2 秋田の未来を切り拓くこども・若者への支援
- 3 困難を有するこども・若者への支援
- 4 子育て当事者を社会全体で支える体制の充実

計画の推進体制等

- 国や市町村、関係機関、NPOなどの民間団体等と連携・協働して施策を実施
- 施策の実施・評価に当たっては、子ども・若者・子育て当事者から意見聴取
- 施策の進捗状況を毎年度、検証し公表

2. 計画の位置づけ



3. 計画の期間

こども計画の計画期間は、令和7年度～11年度の5年間とします。

ただし、内包する個別計画について法や制度の見直しが行われた場合には、計画の期間内であっても部分的に計画の見直しを行うこともあり得ます。

4. 計画の対象

◇本計画においては、下記の年齢等を対象とします。

- ・「こども・子育て支援」については、計画の対象を、生まれる前から乳幼児期を経て18歳までのこどもとその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体とします。
- ・「若者支援」については、計画の対象を、おおむね15歳から40歳未満の者とします。

◇国の「こども基本法」では、『本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。』との明記がされていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないものとします。

5. 「こども・若者」の定義および「こども」の表記

【こども大綱における「こども」、「若者」の定義】

「こども」は以下の成長過程にあるものを指している。

- ・乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、
- ・学童期（小学生年代）
- ・思春期（中学生年代からおおむね 18 歳まで）
- ・青年期（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期 ※ も対象とする）

なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分がある。

【子ども・子育て支援法（第6条）】

「子ども」とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

【「こども」の表記について】

「こども」表記の推奨について、令和 4 年 9 月 15 日付け、内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室発出の事務連絡にて通知があり、今後の行政文書において「こども」表記を活用していくとし、特別な場合を除き、平仮名標記の「こども」を用いるとされている。

【特別な場合の判断】

①法令に根拠がある語を用いる場合

例：公職選挙法における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」

②固有名詞を用いる場合

例：既存の予算事業名や組織名

③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

上記を踏まえ、本計画においては、国で示された表記方法を準用し、特別な場合を除き、平仮名標記の「こども」を用いることとします。（特別な場合の判断についても、国と同様の取扱いとします。）

なお、「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期全体を含むことを明確にするため、特に「若者」と記載する場合があります。

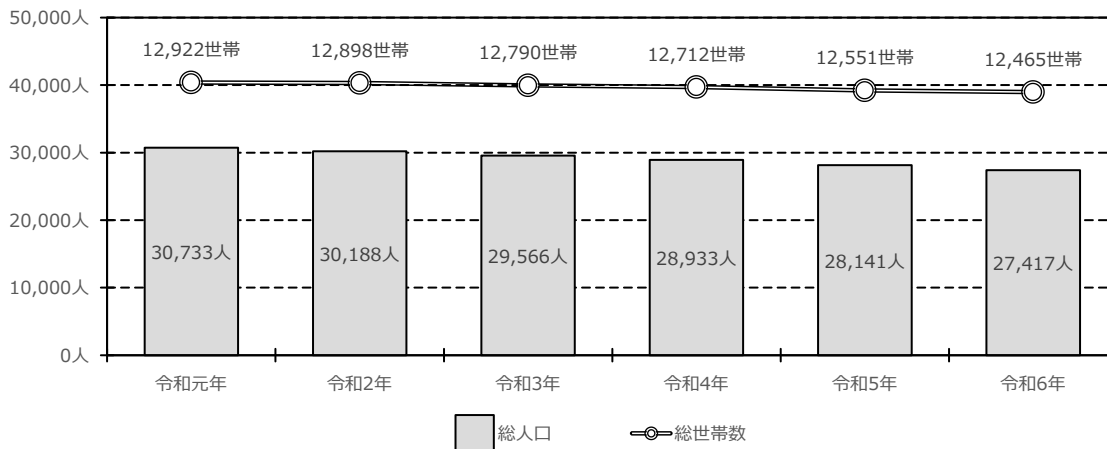
※ ポスト青年期：青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続ける者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する 40 歳未満の者

第2章 こどもや若者、子育て家庭を取り巻く状況



1. 本市の概況

(1) 人口と世帯の状況



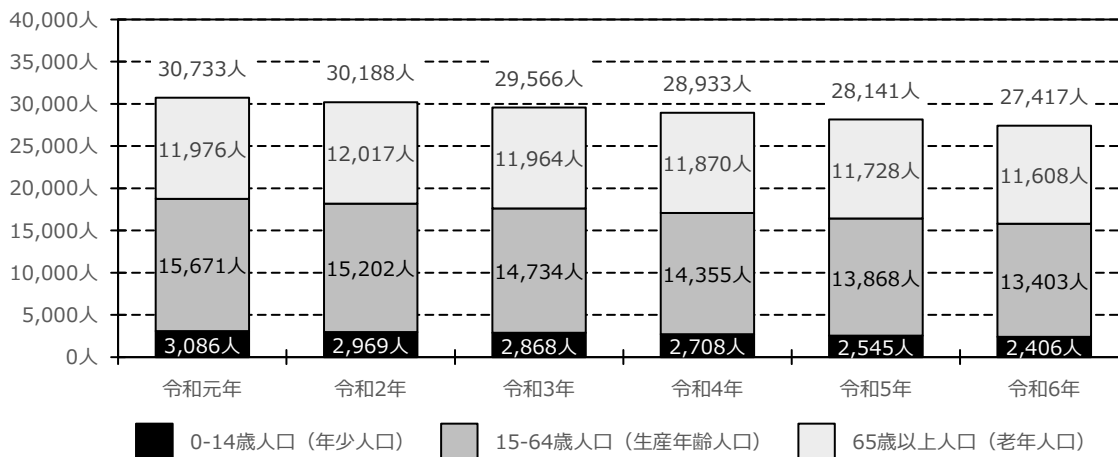
資料：住民基本台帳

本市の総人口の推移をみると、令和元年には 30,733 人でしたが、年々減少し、令和 6 年には 27,417 人と、令和元年から 3,316 人の減少となっています。

総世帯数もやや減少していますが、令和 6 年は 12,465 世帯で、令和元年以降 1.2 万世帯台で推移しています。

(2) 年齢別人口の推移

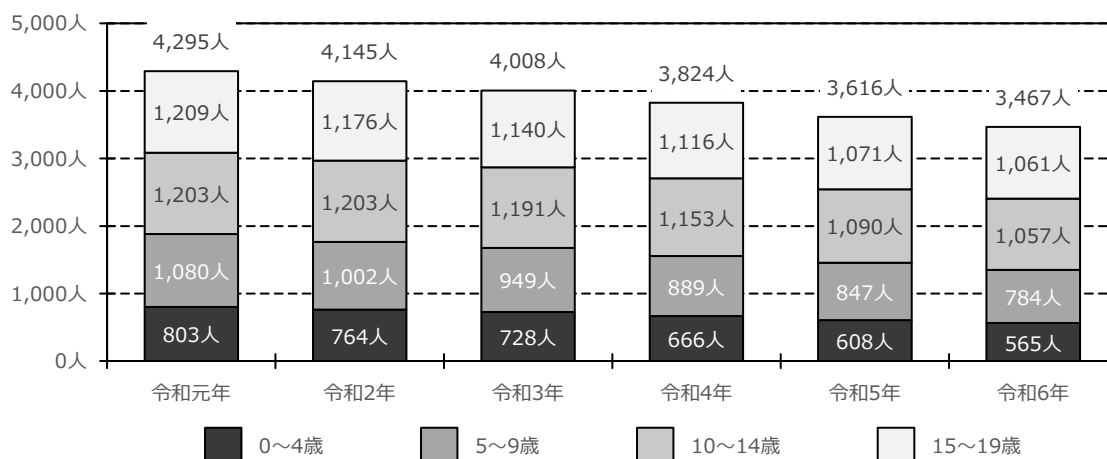
1) 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳

年齢3区分別人口の推移をみると、いずれの年齢区分も減少傾向にありますが、65 歳以上人口（老年人口）は減少の幅が小さく、ほぼ横ばいに推移しています。0-14 歳人口（年少人口）は令和元年に比べると令和 6 年は 7.8 割の水準まで減少しており、他の年齢区分よりも減少傾向が顕著となっています。

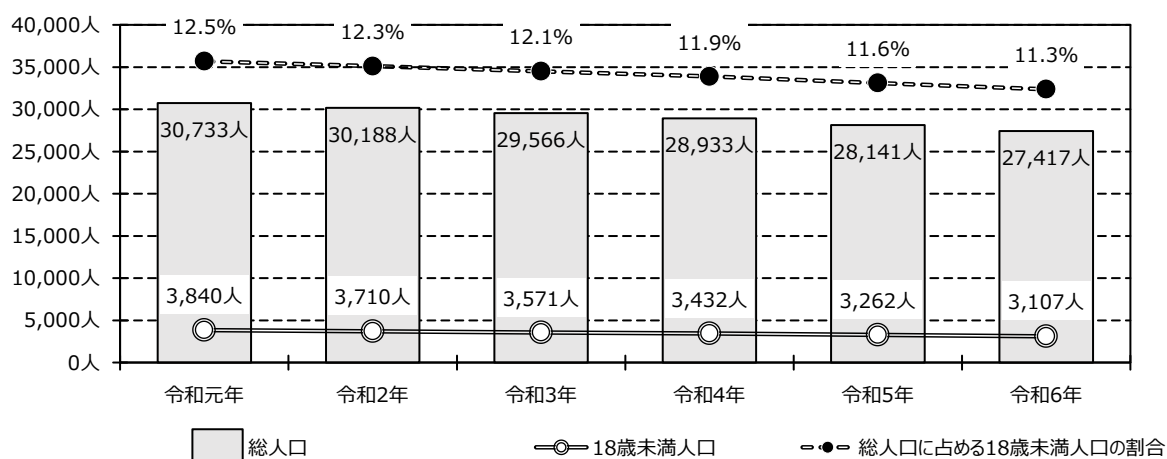
2) 20 歳未満人口の推移



資料：住民基本台帳

20 歳未満人口の推移をみると、いずれの年齢区分も減少傾向となっていますが、年齢が若いほど減少傾向が強く、0～4 歳では令和元年に比べると令和 6 年は 7 割の水準まで減少しています。

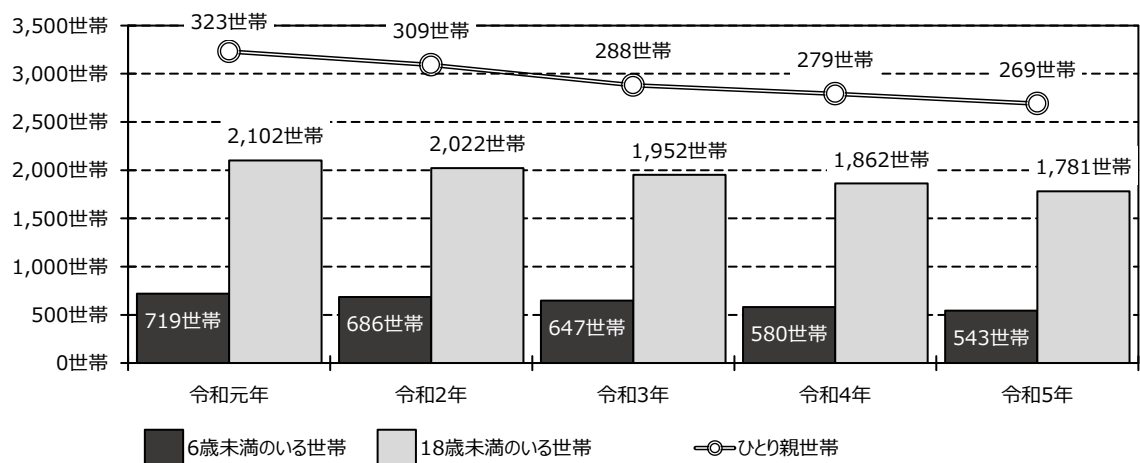
3) 18 歳未満人口の状況



資料：住民基本台帳

18 歳未満人口も減少傾向にあり、令和 6 年には 3,107 人となっています。
総人口に占める 18 歳未満人口の割合も令和元年には 12.5%でしたが、令和 6 年には 11.3%まで低下しています。

(3) 子育て世帯の状況

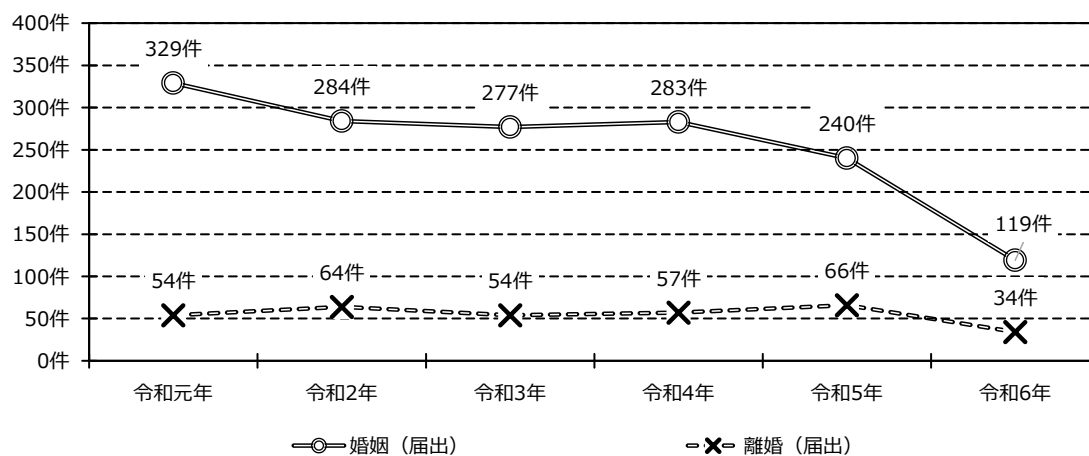


資料：住民基本台帳

子育て世帯の状況をみると、6歳未満のこどもがいる世帯は令和元年の719世帯から令和5年には543世帯まで減少しています。
 18歳未満のこどもがいる世帯も減少傾向にあり、令和5年には1,781世帯となっています。
 ひとり親世帯も令和元年の323世帯から令和5年には269世帯に減少しています。

(4) 婚姻等の状況

1) 婚姻・離婚件数の推移



資料：各年度末現在、人口動態統計

※令和6年は7/12時点のデータ

婚姻数は令和元年には329件でしたが、年々ゆるやかに減少し、令和5年には240件となっています。

離婚件数は増減があるものの、50～60件台で推移しており、令和5年には66件となっています。

2) 未婚率の推移

		2000年		2005年		2010年		2015年		2020年	
		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20-24歳	鹿角市	86.7%	73.0%	89.2%	79.1%	91.9%	85.2%	91.6%	87.3%	92.7%	88.1%
	全国	92.9%	88.0%	93.5%	88.7%	94.0%	89.6%	95.0%	91.4%	95.7%	93.0%
25-29歳	鹿角市	63.6%	45.8%	64.1%	44.9%	66.7%	46.7%	73.9%	53.1%	74.9%	55.0%
	全国	69.4%	54.0%	71.4%	59.1%	71.8%	60.3%	72.7%	61.3%	76.4%	65.8%
30-34歳	鹿角市	44.3%	19.3%	44.9%	25.0%	47.1%	28.3%	48.8%	28.1%	57.7%	31.8%
	全国	42.9%	26.6%	47.1%	32.0%	47.3%	34.5%	47.1%	34.6%	51.8%	38.5%
35-39歳	鹿角市	29.5%	10.2%	36.2%	16.5%	36.5%	19.3%	36.5%	18.5%	38.8%	22.7%
	全国	26.2%	13.9%	31.2%	18.7%	35.6%	23.1%	35.0%	23.9%	38.5%	26.2%
40-44歳	鹿角市	18.3%	4.1%	27.1%	9.4%	33.0%	15.5%	32.3%	16.8%	33.9%	15.8%
	全国	18.7%	8.6%	22.7%	12.2%	28.6%	17.4%	30.0%	19.3%	32.2%	21.3%
45-49歳	鹿角市	15.3%	3.4%	18.2%	4.5%	27.0%	10.1%	32.2%	14.5%	31.3%	16.7%
	全国	14.8%	6.3%	17.6%	8.3%	22.5%	12.6%	25.9%	16.1%	29.2%	19.2%

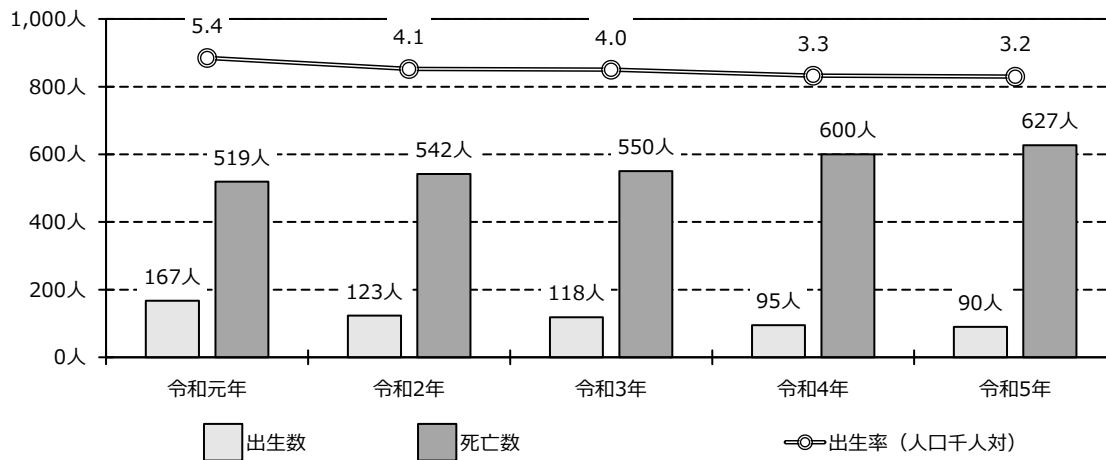
資料：国勢調査

各年齢区分において、本市の女性の未婚率は全国平均よりも低い水準となっていますが、30歳以降の男性の未婚率は概ね全国平均よりも高くなっています。

また、男女とも未婚率はいずれの年齢においても上昇傾向にあります。

(5) 自然動態の状況

1) 出生数・死亡数の推移

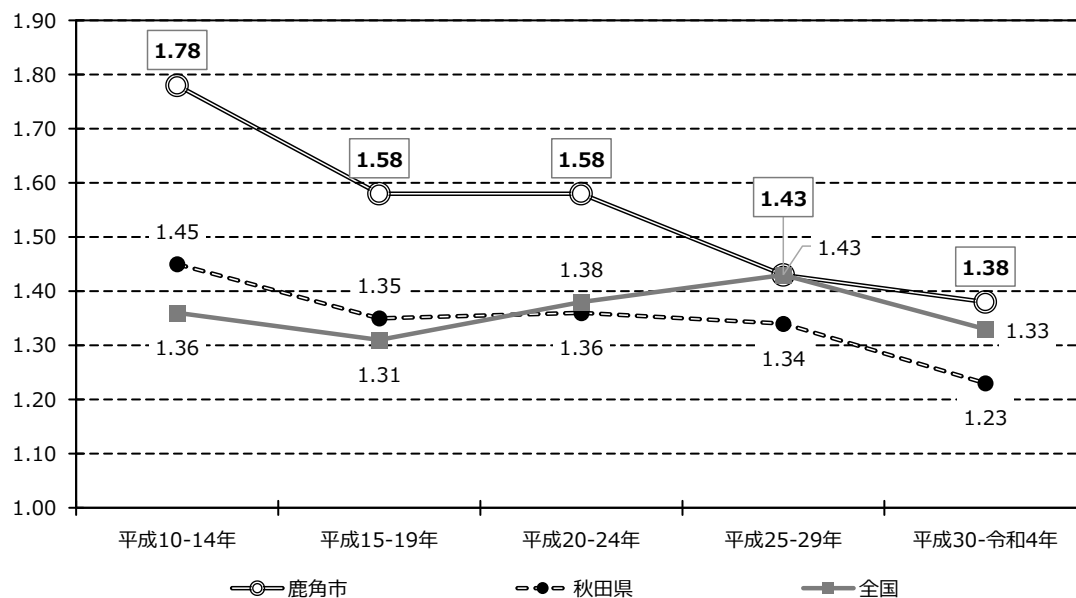


資料：市民課人口流動調査

出生数は減少傾向にあり、令和元年には167人でしたが、令和4年には100人を下回り、令和5年は90人となっています。一方、死亡数は増加傾向で、令和5年には627人となっています。

出生率（人口千人対）も令和5年には3.2まで低下しています。

2) 合計特殊出生率の推移



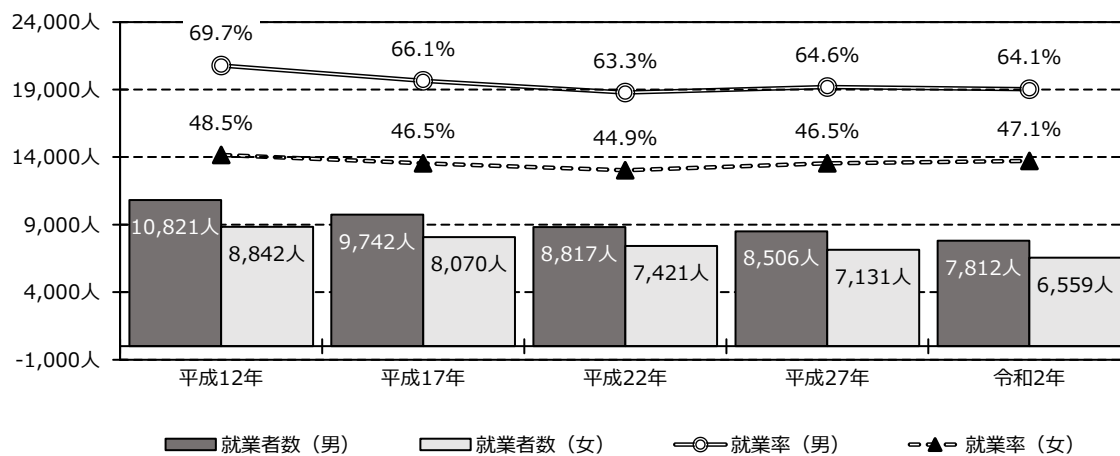
資料：人口動態統計

本市の合計特殊出生率※は減少しており、平成30-令和4年の期間は1.38となっています。全国や秋田県に比べると、本市の合計特殊出生率は概ね高い水準にありますが、全国や秋田県よりも減少傾向が強く、近年はその差が縮まっています。

※合計特殊出生率：15-49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むとしたときのこどもの数に相当する。

(6) 就労の状況

1) 男女別就業者数、就業率の推移



資料：国勢調査

男女とも就業者数は減少傾向にあり、令和2年は男性が7,812人、女性が6,559人となっています。

就業率は男女とも平成22年にかけて低下していましたが、以降やや上昇し、令和2年には男性は64.1%、女性は47.1%まで回復しています。

2) 年齢階層別女性の就業率

	平成27年	令和2年		
	鹿角市	鹿角市	秋田県	全国
15～19歳	9.2%	5.2%	10.8%	15.0%
20～24歳	84.5%	81.8%	72.7%	63.1%
25～29歳	84.9%	88.0%	83.2%	72.3%
30～34歳	87.1%	84.5%	81.7%	67.2%
35～39歳	85.7%	90.4%	82.1%	67.2%
40～44歳	86.3%	86.7%	83.3%	70.7%
45～49歳	87.7%	88.7%	83.0%	72.8%
50～54歳	84.9%	86.6%	81.1%	72.4%
55～59歳	79.9%	81.2%	77.3%	70.0%
60～64歳	63.0%	68.5%	63.3%	59.0%
65～69歳	41.4%	50.7%	42.0%	39.3%
70～74歳	22.2%	32.2%	25.7%	25.1%
75歳以上	6.3%	7.4%	6.2%	7.7%

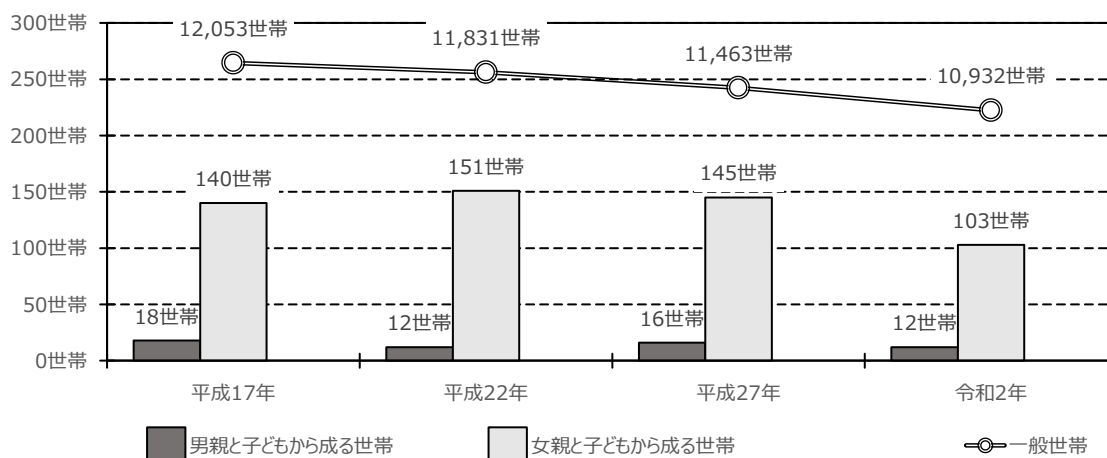
資料：国勢調査

本市の女性の年齢階層別の就業率は、20歳以降、概ね秋田県や全国よりも高い水準にあります。

平成27年と比べると、65歳以上の就業率は大きく上昇していますが、20～24歳と30～34歳の就業率はやや低下しています。

(7) 様々な世帯の状況

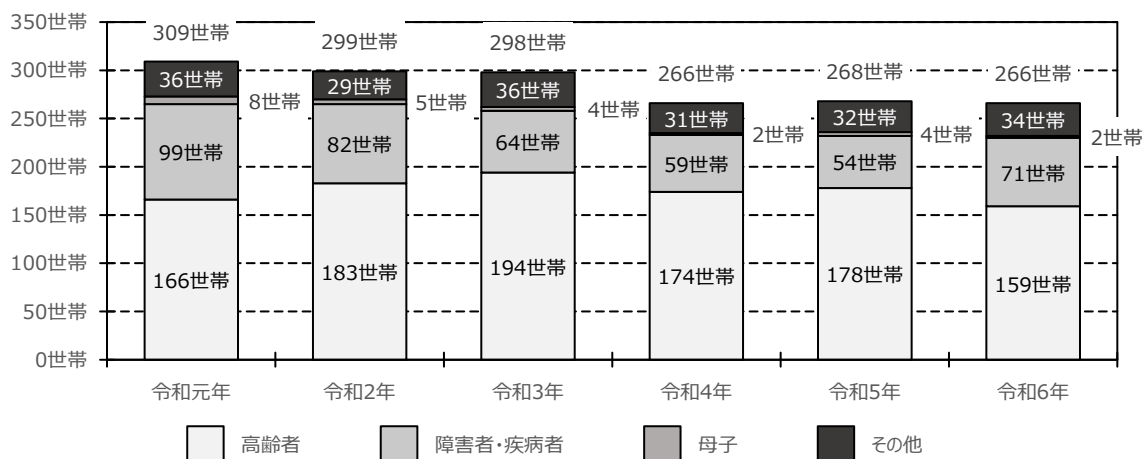
1) ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査

一般世帯数は平成17年以降、減少し続けていますが、女親と子どもから成る世帯数は平成22年にかけて増加しています。その後は減少に転じ、令和2年には103世帯となっています。男親と子どもから成る世帯はわずかな増減はあるものの、15世帯前後の水準で横ばいに推移しています。

2) 生活保護世帯の推移



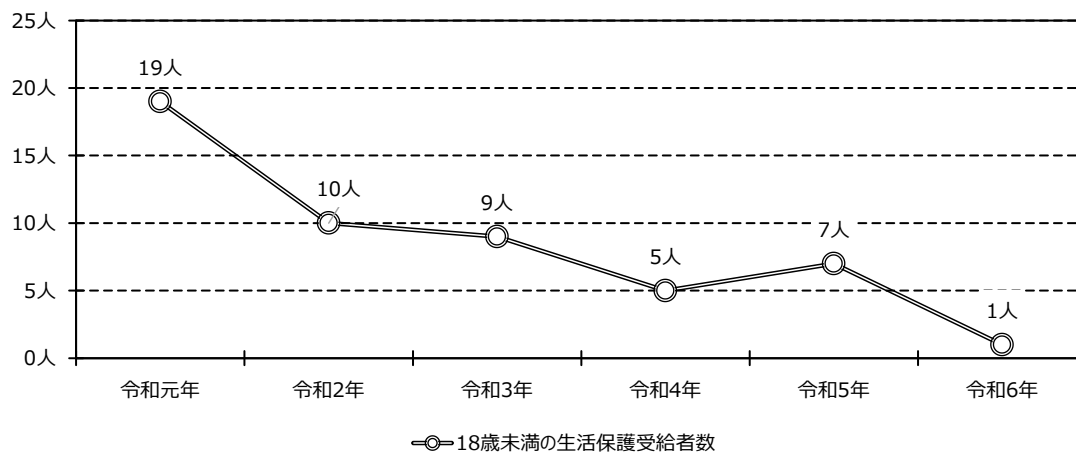
資料：令和3年から7月1日現在、被保護者全国一斉調査

生活保護を受けている世帯数は令和4年にかけてやや減少し、以降はほぼ横ばいに推移しています。

内訳としては高齢者世帯がもっとも多く、母子世帯は2～8世帯で推移しています。

(8) 各種手当等の状況

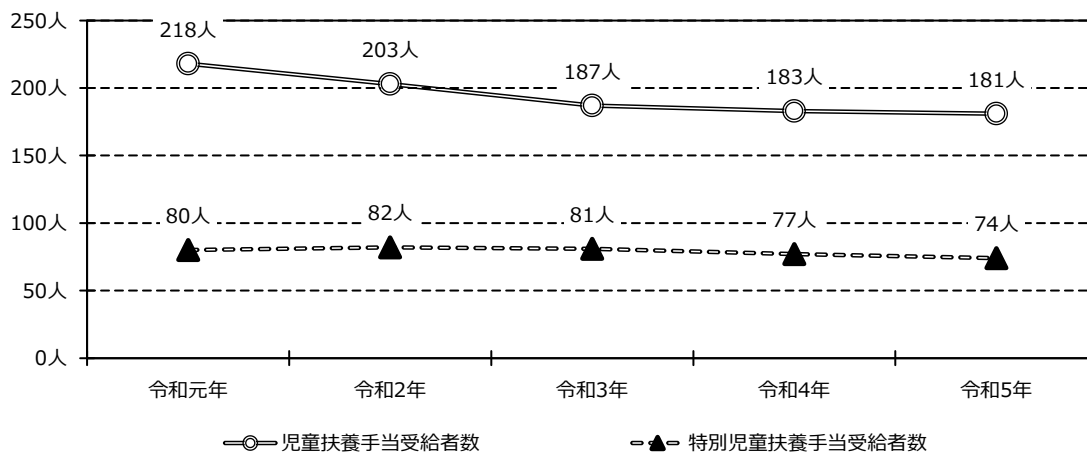
1) 18歳未満の生活保護受給者数の推移



資料：令和3年から7月1日現在、被保護者全国一斉調査

18歳未満の生活保護受給者数の推移をみると、令和元年の19人から、若干の増減はあるもののおおむね減少傾向で推移し、令和6年には1人まで減少しています。

2) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当受給者数の推移

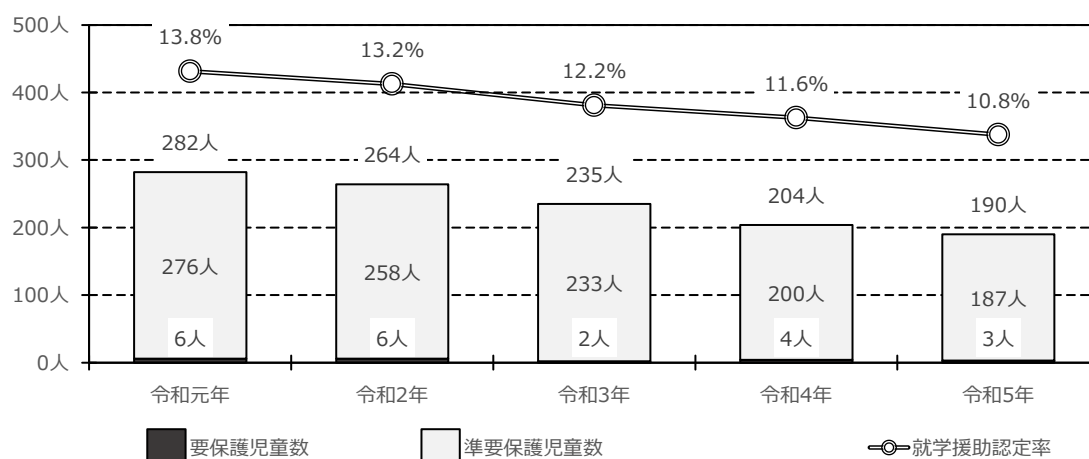


資料：鹿角市福祉総務課・すこやか子育て課調べ

児童扶養手当の受給者数は令和3年にかけて減少し、以降は180人台で微減傾向で推移し、令和5年は181人となっています。

特別児童扶養手当の受給者数はゆるやかに減少しており、令和5年は74人となっています。

3) 就学援助認定者数及び認定率の推移



資料：鹿角市教育委員会調べ

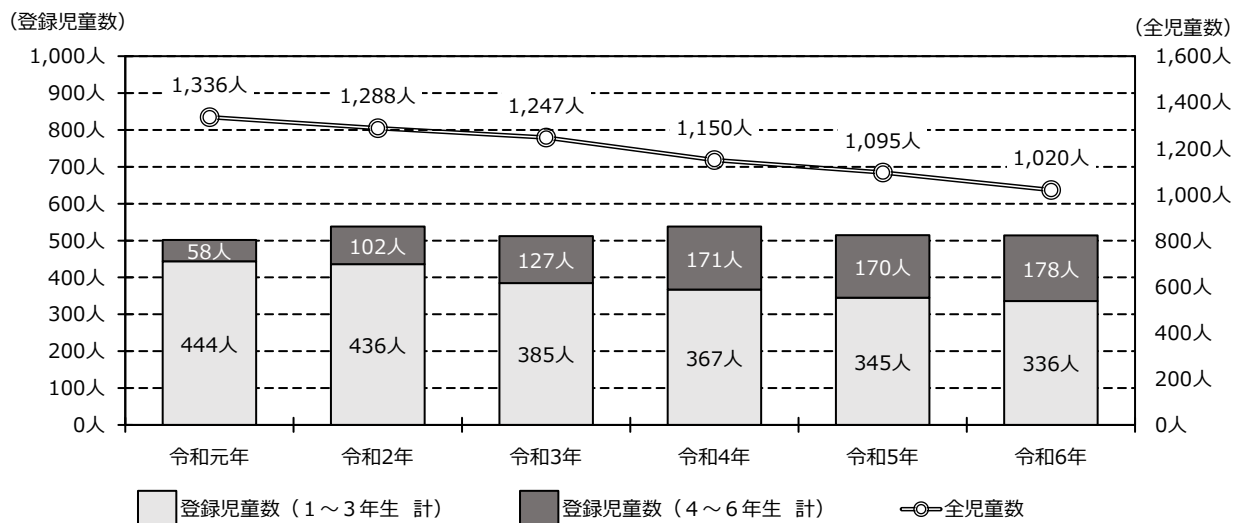
就学援助認定者数は年々減少しており、令和元年の282人から令和5年には190人まで減少しています。

内訳としては準要保護児童が大半を占めており、要保護児童は2～6人でほぼ横ばいながら若干減少しています。

就学援助認定率も低下しており、令和5年には10.8%となっています。

(9) こどもを取り巻く状況

1) 児童クラブ在籍児童数



資料：児童数は学校基本調査、登録児童数はすこやか子育て課

放課後児童クラブは、令和2年度から全児童クラブで高学年の受け入れ体制を整えており、児童数は減少しているものの登録割合は増加傾向にあります。令和6年には児童クラブの登録者が5割を超えています。

2) 児童相談所の相談件数

<北児童相談所相談件数>

		2018年 平成30年	2019年 令和元年	2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年
相談内容						
養護に関する相談 内訳	児童虐待	136件	163件	156件	141件	119件
	その他	118件	143件	144件	125件	106件
		18件	20件	12件	16件	13件
障がいに関する相談		176件	241件	194件	238件	193件
非行相談		6件	9件	10件	16件	5件
育成相談		103件	117件	101件	99件	124件

資料：秋田県児童相談所業務概要

鹿角市を含む県の北児童相談所への相談件数は、いずれも児童虐待に関する相談件数が多くなっています。

3) 不登校児童・生徒の推移

<秋田県の不登校の状況>

	2021年		2022年		2023年	
	令和3年		令和4年		令和5年	
小学校	365人	(367人)	476人	(480人)	638人	(644人)
中学校	959人	(974人)	1,068人	(1,086人)	1,279人	(1,303人)
合計	1,324人	(1,343人)	1,544人	(1,566人)	1,917人	(1,947人)

公立小・中学校における不登校児童生徒数（ ）は国立を含む

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

県内の児童生徒数は減少しているものの、不登校児童・生徒数については、小学校・中学校とも年々増加してきております

2. 教育・保育事業の実施状況

(1) 教育・保育事業

※計画値（確保策）は第2期子ども・子育て支援事業計画において設定した値

※各年度3月31日現在、令和6年度は暫定値

◎教育利用での進捗状況

（3～5歳で1号認定もしくは2号認定を受け、教育利用を希望する者）

＜教育利用全体＞

※2号認定を受け、教育利用を希望する者の利用実績なし

■1号認定（3～5歳）

			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値（確保策）（A）			41人	38人	35人	31人	29人
実績値（B）			45人	39人	37人	35人	27人
施設型給付	認定こども園		11人	5人	8人	6人	6人
	幼稚園		34人	34人	29人	29人	21人
B－A			4人	1人	2人	4人	▲2人
B／A			109.8%	102.6%	105.7%	112.9%	93.1%

1号認定（3～5歳）の保育利用実績はやや減少傾向となっています。

第2期計画における計画値（確保策）と比べると、おおむね計画値通りの利用実績となっています。

◎保育利用での進捗状況

（3～5歳で2号認定を受け、保育利用を希望する者及び0～2歳で3号認定を受けた者）

＜保育利用全体＞

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値（確保策）（A）	972人	917人	917人	917人	917人
実績値（B）	833人	780人	768人	698人	561人
B－A	▲ 139人	▲ 137人	▲ 149人	▲ 219人	▲ 356人
B／A	85.7%	85.1%	83.8%	76.1%	61.2%

保育利用全体の保育利用実績は減少傾向となっています。

第2期計画における計画値（確保策）はほぼ横ばいに推移するものとして設定しており、令和2年度から計画値の85.7%と利用実績が計画値を下回っていましたが、年々計画値の水準を下回り、計画値との乖離が大きくなっています。

＜保育利用内訳＞

■ 2号認定（3～5歳）で保育利用希望

			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値（確保策）（A）			582人	548人	548人	548人	548人
実績値（B）			477人	447人	426人	408人	320人
	施設型給付	保育所	389人	359人	349人	336人	238人
		認定こども園	88人	88人	77人	72人	82人
B－A			▲ 105人	▲ 101人	▲ 122人	▲ 140人	▲ 228人
B／A			82.0%	81.6%	77.7%	74.5%	58.4%

2号認定（3～5歳）の保育利用実績は減少傾向となっています。

第2期計画における計画値（確保策）と比べると、計画値を下回る水準で推移しています。

■ 3号認定（0歳）

			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値（確保策）（A）			90人	87人	87人	87人	87人
実績値（B）			96人	80人	91人	72人	62人
	施設型給付	保育所	82人	62人	69人	52人	51人
		認定こども園	14人	18人	19人	18人	10人
	地域型保育給付	家庭的保育事業	0人	0人	3人	2人	1人
B－A			6人	▲ 7人	4人	▲ 15人	▲ 25人
B／A			106.7%	92.0%	104.6%	82.8%	71.3%

3号認定（0歳）の保育利用実績はおおむね減少傾向となっています。

第2期計画における計画値（確保策）と比べると、令和4年度までは計画値に準じた水準でしたが、令和5年度からは計画値の8割程度となっています。

■ 3号認定（1・2歳）

			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値（確保策）（A）			300人	282人	282人	282人	282人
実績値（B）			260人	253人	251人	218人	179人
	施設型給付	保育所	214人	209人	199人	170人	138人
		認定こども園	46人	44人	52人	46人	40人
	認可外保育施設		0人	0人	0人	0人	0人
	地域型保育給付	家庭的保育事業	0人	0人	0人	2人	1人
B－A			▲ 40人	▲ 29人	▲ 31人	▲ 64人	▲ 103人
B／A			86.7%	89.7%	89.0%	77.3%	63.5%

3号認定（1・2歳）の保育利用実績は令和5年度から減少傾向となっています。

第2期計画における計画値（確保策）と比べると、計画値を下回る水準で推移しています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

※計画値（確保策）は第2期子ども・子育て支援事業計画において設定した値

◎利用者支援事業

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
箇所数	計画値（確保策）（A）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実績値（B）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	0か所
	B－A	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

利用者支援事業の実施箇所数は基本型1か所、母子保健型1か所の計2か所で計画値（確保策）通りに推移しています。

◎時間外保育事業（延長保育事業）

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
利用量	計画値（確保策）（A）	261人	249人	241人	227人	218人
	実績値（B）	279人	273人	287人	238人	227人
	B－A	18人	24人	46人	11人	9人
	B／A	106.9%	109.6%	119.1%	104.8%	104.1%
箇所数	計画値（確保策）（A）	10か所	9か所	9か所	9か所	9か所
	実績値（B）	10か所	8か所	8か所	8か所	7か所
	B－A	0か所	▲1か所	▲1か所	▲1か所	▲2か所
	B／A	100.0%	88.9%	88.9%	88.9%	77.8%

時間外保育事業（延長保育事業）の利用量は減少傾向にあり、第2期計画における計画値（確保策）においても減少傾向で見込んでいたため、おおむね計画値（確保策）通りの水準で推移しています。

箇所数は令和3年度以降9か所と計画していましたが、実績値は令和3年度以降8か所で対応しています。

◎放課後児童健全育成事業

※各年度、3月31日現在

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
利用量	計画値（確保策）（A）	570人	600人	600人	600人	600人
	実績値（B）	499人	487人	515人	476人	482人
	1年生	147人	123人	122人	122人	110人
	2年生	139人	132人	116人	112人	114人
	3年生	130人	124人	107人	99人	102人
	4年生	60人	65人	87人	71人	75人
	5年生	17人	36人	53人	48人	49人
	6年生	6人	7人	30人	24人	32人
	B－A	▲ 71人	▲ 113人	▲ 85人	▲ 124人	▲ 118人
	B／A	87.5%	81.2%	85.8%	79.3%	80.3%

放課後児童健全育成事業の利用実績は4年生以上の高学年では増加しているものの、3年生までの低学年は減少しており、全体としてはやや減少しています。第2期計画における計画値（確保策）はやや多めに計画しており、おおむね計画値の8割台で推移しています。

◎子育て短期支援事業（ショートステイ）

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
利用量	計画値（確保策）（A）	7人日	7人日	7人日	7人日	7人日
	実績値（B）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	B－A	▲ 7人日	▲ 7人日	▲ 7人日	▲ 7人日	▲ 7人日
	B／A	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

子育て短期支援事業（ショートステイ）は利用実績がない状況となっています。

◎地域子育て支援拠点事業

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
利用量	計画値（確保策）（A）	3,400人	3,247人	3,101人	2,961人	2,828人
	実績値（B）	2,812人	2,408人	1,986人	2,339人	2,836人
	B－A	▲ 588人	▲ 839人	▲ 1,115人	▲ 622人	8人
	B／A	82.7%	74.2%	64.0%	79.0%	100.3%
箇所数	計画値（確保策）（A）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実績値（B）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	B－A	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

地域子育て支援拠点事業の利用量は減少傾向にあり、第2期計画における計画値（確保策）の7割前後の水準で推移しています。

実施箇所数は計画通りに1か所に対応しています。

◎一時預かり事業（幼稚園型）

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用量	計画値（確保策）（A）	4,827人	4,536人	4,200人	3,696人	3,360人
	実績値（B）	5,797人	5,653人	6,231人	5,498人	5,229人
	B－A	970人	1,117人	2,031人	1,802人	1,869人
	B／A	120.1%	124.6%	148.4%	148.8%	155.6%
箇所数	計画値（確保策）（A）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実績値（B）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	B－A	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

一時預かり事業（幼稚園型）の利用量は令和4年度に急増したものの、期間全体としては減少傾向となっています。しかし第2期計画における計画値（確保策）はやや低めに計画していたため、計画値の1.2～1.5倍程度の水準で推移しています。

実施箇所数は計画通りに1か所に対応しています。

◎一時預かり事業（幼稚園型以外）

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用量	計画値（確保策）（A）	400人日	400人日	400人日	400人日	400人日
	実績値（B）	215人日	290人日	179人日	210人日	117人日
	B－A	▲185人日	▲110人日	▲221人日	▲190人日	▲283人日
	B／A	53.8%	72.5%	44.8%	52.5%	29.3%
箇所数	計画値（確保策）（A）	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	実績値（B）	5か所	5か所	5か所	4か所	4か所
	B－A	0か所	0か所	0か所	▲1か所	▲1か所
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%	80.0%

一時預かり事業（幼稚園型以外）の利用量は年度により増減がありますが、第2期計画における計画値（確保策）は多めに計画していたため、計画値の4～7割程度の幅で推移しています。

実施箇所数は計画では5か所を予定していましたが、令和5年度から4か所に対応しています。

◎病児保育事業

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用量	計画値（確保策）（A）	250人	250人	250人	250人	250人
	病児	220人	220人	220人	220人	220人
	病後児	30人	30人	30人	30人	30人
	実績値（B）	232人	397人	292人	307人	184人
	病児	157人	222人	182人	199人	105人
	病後児	75人	175人	110人	108人	79人
	B－A	▲ 18人	147人	42人	57人	▲ 66人
	B／A	92.8%	158.8%	116.8%	122.8%	73.6%
箇所数	計画値（確保策）（A）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	実績値（B）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	B－A	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

病児保育事業の利用量は病児、病後児ともに増加しており、第2期計画における計画値（確保策）1～1.6倍程度の幅で推移しています。

実施箇所数は計画通りに2か所に対応しています。

◎子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用量	計画値（確保策）（A）	5,000人	5,000人	5,000人	5,000人	5,000人
	未就学児	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人
	就学児	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人
	実績値（B）	2,834人	2,713人	1,955人	1,482人	1,438人
	B－A	▲ 2,166人	▲ 2,287人	▲ 3,045人	▲ 3,518人	▲ 3,562人
	B／A	56.7%	54.3%	39.1%	29.6%	28.8%
提供会員数	計画値（確保策）（A）	45人	45人	45人	45人	45人
	実績値（B）	45人	40人	35人	50人	51人
	B－A	0人	▲ 5人	▲ 10人	5人	6人
	B／A	100.0%	88.9%	77.8%	111.1%	113.3%

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用量は減少傾向にあります。第2期計画における計画値（確保策）に対して、50～30%程度で推移しており、年々計画値からの乖離が大きくなっています。

提供会員数は令和4年度に計画値よりも少なかったものの、他の年度は計画値を上回る水準の会員を確保できています。

◎妊産婦健康診査

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用量	計画値（確保策）（A）	1,977人	1,888人	1,800人	1,667人	1,608人
	実績値（B）	1,741人	1,475人	1,193人	1,187人	831人
	B－A	▲ 236人	▲ 413人	▲ 607人	▲ 480人	▲ 777人
	B／A	88.1%	78.1%	66.3%	71.2%	51.7%

妊産婦健康診査の利用量は減少傾向にあり、計画値に対しても6～8割程度の水準で推移しています。

◎養育支援訪問事業

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用量	計画値（確保策）（A）	5人	5人	5人	5人	5人
	実績値（B）	2人	1人	0人	1人	3人
	B－A	▲ 3人	▲ 4人	▲ 5人	▲ 4人	▲ 2人
	B／A	40.0%	20.0%	0.0%	20.0%	60.0%

養育支援訪問事業の利用量は0～2人で、令和2年度以降計画値の4割以下の水準で推移しています。

◎乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用量	計画値（確保策）（A）	132人	126人	119人	111人	107人
	実績値（B）	124人	115人	91人	95人	68人
	B－A	▲ 8人	▲ 11人	▲ 28人	▲ 16人	▲ 39人
	B／A	93.9%	91.3%	76.5%	85.6%	63.6%

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の利用量はやや減少しており、第2期計画における計画値（確保策）を下回る水準で推移しています。

3. 各種調査結果からみた課題や方向性

(1) 各種調査の概要

1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

①就学前児童保護者対象調査

調査期間	令和6年6月	
調査方法	保育所等での直接配布・回収	
調査対象	市内在住の就学前児童の保護者	
回収状況	配布数：631件⇒有効回収数：430件	有効回収率：68.1%

②小学生児童保護者対象調査

調査期間	令和6年6月	
調査方法	小学校での直接配布・回収	
調査対象	市内在住の小学生児童保護者	
回収状況	配布数：804件⇒有効回収数：672件	有効回収率：83.6%

2) 子どもの生活に関するアンケート調査

調査期間	令和6年7月	
調査方法	郵送による配布、Webによる回答	
調査対象	市内在住の18歳未満の子どもを持つ世帯	
回収状況	発送数：1,400件⇒有効回収数：497件	有効回収率：35.5%

3) 子ども・若者の意識行動に関する調査

調査期間	令和6年8月	
調査方法	郵送による配布、Webによる回答	
調査対象	市内在住の18～39歳の方	
回収状況	発送数：1,500件⇒有効回収数：281件	有効回収率：18.7%

4) ヤングケアラーに関するアンケート調査

調査期間	令和6年9月	
調査方法	学校での直接配布、Webによる回答	
調査対象	市内小学校（4年生～6年生）、中学校、高校に在籍する児童生徒	
回収状況	配布数：1,698件⇒有効回収数：1,406件	有効回収率：82.8%

(2) 調査結果からみた課題や方向性

1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

①就学前児童保護者対象調査

○教育・保育事業の利用意向

平日に利用したい教育・保育事業は「認可保育所」(54.2%)が半数以上を占め、他のサービスについては土日祝を含め、「利用希望はない」という回答が2～3割を占めています。「認可保育所」については土曜日に利用したいという回答も2割を超えています。

⇒認可保育所の利用意向が高く、認可保育所が利用ニーズの受け皿として不足しないように体制整備を図ることが求められます。

○一時預かり事業の利用意向

今後不定期に利用したい預かり事業としては、「ファミリー・サポート・センター」(37.7%)、「一時預かり事業」(34.0%)が多く、ともに3割以上が利用したいとしています。

○地域子ども子育て支援事業の利用状況と利用意向

地域子育て支援事業のうち「子ども未来センター」については「利用したことがある」という回答が71.4%を占めています。その他に「保健センターの情報・相談事業」(32.3%)、「ファミリー・サポート・センター」(30.5%)について「利用したことがある」という回答が3割を超えています。

今後の利用意向についてみると、すべてのサービスに対して「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいと思わない」という回答が4割前後となっています。「利用していないが、新たに利用したい」という潜在的なニーズのうち「子ども未来センター」以外のニーズが2～3割あり、「子ども未来センター」については「すでに利用しており、利用日数を増やしたい」という回答が38.4%となっています。

⇒地域子育て支援事業はいずれの事業も利用したいと思わないという回答が多くなっていますが、子ども未来センターについては既存ユーザーの4割近くが利用量を増やしたいとしており、その他のサービスについては新規に利用したいという人が2～3割となっており、今後も一定の利用が見込まれます。

○小学校低学年になったときの放課後の過ごしませ方の希望

平日の放課後については「放課後児童クラブ(学童保育)」の利用をイメージしている保護者が79.5%となっています。土曜日でも30.1%は「放課後児童クラブ(学童保育)」を利用することを考えています。

⇒平日の放課後児童クラブ(学童保育)の利用意向は高く、受け皿の確保を図る必要があります。また土曜日についても3割程度の利用希望があり、一定数の受け入れ体制を確保しておく必要があると思われます。

○保護者の就労状況

父母ともに「フルタイム(週5日・1日8時間程度)」で就労している割合が高く、母親で見ると6割近くがフルタイムで、「パート・アルバイト等(フルタイム以外)」を合わせると9割以上が就労しています。

⇒大半の家庭が共働きと思われ、今後も平日を中心に保育のニーズは高いものと思われます。

○仕事と子育てを両立させるために重要なこと

仕事と子育ての両立のために重要なこととしては、「労働時間の短縮」(47.0%)、「多様な保育サービスの充実(病後児保育、延長保育、一時預かりなど)」(45.1%)、「有給休暇の取得促進」(45.1%)、「男性は仕事、女性は家庭というような、性差による役割意識の解消」(42.3%)など、制度や就労環境、意識の面など、多様な側面について重要という回答が多く挙げられています。

⇒仕事と子育ての両立には、保育サービスだけでなく、制度や就労環境、意識の面など、多様な側面で改善・向上が必要と思われます。

○子育ての悩みや不安

子育てに関する悩みや不安としては、「子育て(教育を含む)にかかる経済的負担が大きい」が56.7%でもっとも多くなっています。ついで「仕事と子育ての両立が難しい」が41.4%となっています。

⇒子育てに関する不安で最大のものは子育てにかかる経済的負担となっており、子育てにかかる経済的負担の軽減に資する支援が何より重要と思われます。

○本市の子育て環境について

本市の子育て環境について、肯定的評価(「とてもそう思う」、「そう思う」)が高かったものは、「自然豊かである」(92.8%)、「保育園などに入所しやすい」(88.1%)などとなっています。反対に否定的評価(「あまりそう思わない」、「そう思わない」)の割合が高いものは、「鉄道やバス等の交通の便がよい」(86.7%)、「小児医療が充実している」(76.0%)などとなっています。

⇒本市の子育て環境の強みは自然の豊かさ、保育園などの入所しやすさなどで、弱みは鉄道やバス等の交通の便が悪いこと、小児医療が充実していないことと捉えられています。今後も強みを活かして子育て環境の充実を図るとともに、交通環境の改善や小児医療体制の改善を図り、より子育てしやすいまちづくりを進めていくことが必要と考えられます。

○本市のこども・子育て支援に関して不満に思う点

本市の子育て環境や支援への満足度については、「満足」「満足できる」、「まあ満足できる」という肯定的評価が45.1%であり、「やや不満」と「不満」を合わせた「不満」という評価の21.6%を上回っています。本市のこども・子育て支援に関して不満な点としては、「小児医療の環境」が55.8%でもっとも多くなっています。その他に「子どもの生活環境(遊び場や歩道など)」が40.9%、「子育て世帯に対する公的な支援」が34.7%となっています。

⇒本市の子育て環境や支援については4割以上に肯定的に評価されています。

⇒本市の子育て環境と同様に、小児医療の環境が不十分な点が不満点としてもっとも多く挙げられており、広域での連携なども含め、小児医療体制の充実が必要と思われます。

⇒子育て環境として自然の豊かさなどが肯定的に評価されましたが、こどもの生活環境(遊び場や歩道など)については不満点として挙げられており、子育て環境の強みが十分活かし切れていないのではないかと考えられます。

○こどものよりよい成長ために必要と思われる支援

こどものよりよい成長のために必要と思われる支援としては、「子どもや親子が自由に使える、安全な場を充実してほしい」が64.0%でもっとも多く挙げられています。

⇒より子育てしやすいまちとなるために重要なこととしても、遊び場や道路や公園などこどもが安心して暮らせる環境の整備、放課後の居場所づくりなどが挙げられており、本市の子育て環境の強みを活かしたこどものための遊び場や居場所づくりが期待されているものと思われます。

②小学生児童保護者対象調査

○保護者の就労状況

父母ともに「フルタイム（週5日・1日8時間程度）」で就労している割合が高く、母親でも6割近くを占めています。また母親の場合、「パート・アルバイト等（フルタイム以外）」も26.6%となっています。

⇒大半の家庭が共働きと思われ、小学生においても保育のニーズは高いものと思われます。

○放課後の過ごしませ方の希望

平日の放課後については「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用を希望している保護者は53.3%となっています。

土曜日は「低学年（1～3年生）の間は利用したい」（17.0%）、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」（25.4%）とあわせると利用意向が4割を超えていますが、日曜・祝日の利用意向は2割程度となっています。

⇒平日における「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用意向は高く、ニーズに合った受け皿の確保を図る必要があります。日曜・祝日の「放課後児童クラブ（学童保育）」利用意向は低いですが、土曜日については利用意向が高く、一定のサービス提供基盤の確保が求められるものと思われます。

○子育てについて不安や負担感を感じること

子育てについて不安や負担感を感じることにしてもっとも多く挙げられていたのは、「子育て（教育を含む）にかかる経済的負担が大きい」の62.1%となっています。

⇒子育てにかかる経済的負担が大きな不安要因となっているため、経済的負担の軽減に資する支援の充実が求められているものと思われます。

○本市の子育て環境について

本市の子育て環境について、肯定的評価（「とてもそう思う」、「そう思う」）が高かったものは、「自然豊かである」（93.5%）、「保育園などに入所しやすい」（80.7%）などとなっています。

反対に否定的評価（「あまりそう思わない」、「そう思わない」）の割合が高いものは、「鉄道やバス等の交通の便がよい」（84.2%）、「小児医療が充実している」（78.9%）などとなっています。

⇒就学前保護者と同様に、本市の子育て環境の強みは自然の豊かさ、保育園などの入所しやすさなどで、弱みは鉄道やバス等の交通の便が悪いこと、小児医療が充実していないことと捉えられています。今後も強みを活かして子育て環境の充実を図るとともに、交通環境の改善や小児医療体制の改善を図り、より子育てしやすいまちづくりを進めていくことが必要と考えられます。

○本市のこども・子育て支援に関して不満に思う点

本市の子育て環境や支援への満足度については、「満足」（満足できる）、「まあ満足できる」という肯定的評価が39.0%で「やや不満」と「不満」を合わせた「不満」という評価の22.3%を上回っています。

こども・子育て支援に関して不満な点としては、「小児医療の環境」が51.3%でもっとも多くとなっています。

⇒本市の子育て環境や支援については4割程度に肯定的に評価されています。

⇒小児医療の環境が不十分な点が不満点としてもっとも多く挙げられており、小児医療体制の充実が必要と思われます。

○こどものよりよい成長ために必要と思われる支援

こどものよりよい成長ために必要と思われる支援としては、「子どもや親子が自由に使える、遊べる、安全な場を充実してほしい」が45.7%でもっとも多く挙げられています。

⇒より子育てしやすいまちとなるために重要なこととしても、遊び場や道路や公園などこどもが安心して暮らせる環境の整備、放課後の居場所づくりなどが挙げられており、本市の子育て環境の強みを活かしたこどものための遊び場や居場所づくりが期待されているものと思われます。

2) 子どもの生活に関するアンケート調査

○保護者の就労状況

父母ともに「正社員・正規職員」の割合が高いものの、母親の場合は「パート・アルバイト等」が 32.0%を占めています。
主たる生計維持者は「父親」が 73.2%と最も多くなっていますが、「母親」も 18.1%となっています。
世帯の年間収入は平均で 548.6 万円となり、「500～750 万円未満」が 31.2%、「250～500 万円未満」が 30.8%で、「250 万円未満」は 10.7%となっています。

⇒父母ともに働いている場合が多いものの、母親の場合、正規社員等の割合は父親よりも低く、パート等の割合が高くなっています。一方、主たる生計維持者が母親の場合も2割近くを占めており、パート・アルバイト等を含めて、働きやすさ、子育てしやすさを事業主とともに進めていくことが今後も大切だと思われます。

○経済的に困った経験の有無

いくつかの場面ごとに経済的に困った経験の有無をみると、“あった”（「よくあった」、「ときどきあった」）という回答が多かったものは、「必要とする食料が買えないこと」（40.4%）となっており、他の項目についても3割前後が経済的に困ったことがあったとしています。
「必要とする食料が買えない」「子どもの服など身につけるものが買えない」「家賃、水道光熱費などの生活費の支払いに困る」といったこの1年間に生活の基礎に関わる衣食住に関する場面において経済的に困ることがあるという回答は 49.9%となっています。世帯の状況別にみると、祖父母等と同居していないひとり親世帯では 76.5%がこの1年間に衣食住に関して経済的に困ったことがあるとしています。

⇒衣服や食料など、生活の基礎に関わる部分で経済的に困った経験がある人の割合が少なくないため、各種の支援制度や補助制度、関連する支援団体等の情報をより周知し、深刻な状況に陥る前に適切なサポートへとつながるようにしていくことが大切だと考えられます。

⇒特に、祖父母等と同居していないひとり親世帯において衣食住に関して経済的に困ったことがあるという回答割合が高く、こうした世帯に各種の支援事業を活用してもらえるように、アプローチの仕方を検討していくことが必要と思われます。

○相談相手の有無

相談相手については、「いる」が 65.0%と多くなっていますが、「いない」も 33.4%を占めています。この1年間に衣食住に関して経済的に困ったことがあるというレベル1の回答者では相談相手がいないという回答が 45.6%となっています。

⇒この1年間に衣食住に関して経済的に困ったことがあるという人の場合、相談相手がいないという回答の割合が高く、孤立し、様々な支援情報に接することもできず、適切なサポートを受けることもなく、生活がより困窮するということが考えられ、相談相手がおらず孤立している人に対して効果的な情報発信をどうしていくのかについて検討していく必要があるように思われます。

○こどもの進学に対する希望

こどもに希望する教育段階についてみると、「大学卒業およびそれ以上の教育」が 47.3%でもっとも多くなっています。世帯年収別にみると、世帯年収が高いほど「大学卒業およびそれ以上の教育」への回答割合は高くなっており、反対に世帯年収が低いほど「高等学校卒業までの教育」の回答割合が高くなっています。

こどもの進学について心配なことをみると、「授業料や生活費等にお金がかかる」が 83.9%でもっとも多くなっています。

今後、経済的な理由によって進学や就学を断念する可能性についてみると、「ある」は 26.2%ですが、「これまではないが、今後、可能性はある」は 51.5%と半数を占めており、あわせると 8 割近くはこどもの進学に対して経済的な不安感を持っています。

⇒こどもの進学に関する心配は経済的な負担であり、そのため世帯年収が低いほど高卒を希望する割合が高く、大学以上を希望する割合が低くなっています。こどもの進学にともなう経済的負担の軽減に資する支援事業については周知を強化していくとともに、さらに効果的な事業やサポートについても検討していく必要があると思われます。

○こどもにかかった費用（直近 1 年間）

こどもにかかった生活費（年間）は平均で 84.2 万円、教育費（年間）は 62.7 万円となっています。いずれも平均を超えるのは祖父母等と同居しているふたり親世帯で、その他の世帯は平均を下回っています。またどちらも世帯年収が 1,000 万円を超えるまではおおむね世帯年収が上がるほど生活費、教育費ともに高額となっています。

⇒こどもにかかる生活費、教育費ともに、許容できる一定の上限額があるように思われ、世帯年収 1,000 万円以上だからといって 1,000 万円未満世帯よりも高額とはなっていません。しかし、1,000 万円未満の世帯では世帯年収の上昇にともなってこどもにかかる生活費、教育費ともに上昇しており、1,000 万円未満の世帯においては各家庭が理想とする生活費、教育費の水準にまだ達していないものと思われます。

⇒こどもにかかる生活費や教育費については幅広い世帯において不足感があるものと思われ、対象の幅の広い支援策についても検討していく必要があるのではないかと考えられます。

○こどもに与えることができるもの・できないもの

家庭の事情により、与えたいけれどもこどもに与えることができないものとして回答が多かったものは、「泊りがけで家族旅行に行く（1年に1回程度）」（31.6%）、「学習塾に通わせる」（21.0%）などとなっています。世帯年収別にみると、おおむね世帯年収が低いほど、与えることができないという回答の割合が高くなっています。

⇒家庭の事情により、与えたいけれどもこどもに与えることができないものは「泊りがけでの家族旅行（1年に1回程度）」となっており、経済的な理由で家族旅行を断念するか、しないかということは支援が必要かどうかの一つの目安になるのではないかと考えられます。泊りがけの家族旅行を断念したことがあるという回答は世帯年収 500 万円未満で 4 割を超えています。

⇒塾に通わせられなかったという回答は世帯年収 750 万円未満で 2 割を超えており、学習支援等のサポートが必要な世帯の一つの目安になると思われます。

○本市の子育て環境について

本市の子育て環境について、肯定的評価（「とてもそう思う」、「そう思う」）が高かったものは、「自然豊かである」（88.5%）、「保育園などに入所しやすい」（69.8%）、「治安がよい」（62.6%）などとなっています。反対に否定的評価（「あまりそう思わない」、「そう思わない」）の割合が高いものは、「鉄道やバス等の交通の便がよい」（83.1%）、「小児医療が充実している」（68.0%）などとなっています。

⇒本市の子育て環境の強みは自然の豊かさ、保育園などの入所しやすさ、治安のよさなどで、弱みは鉄道やバス等の交通の便が悪いこと、小児医療が充実していないことと捉えられています。今後も強みを活かして子育て環境の充実を図るとともに、交通環境の改善や小児医療体制の改善を図り、より子育てしやすいまちづくりを進めていくことが必要と考えられます。

○こどもの将来に関する心配ごと

こどもの将来について心配なこととしては、「人との関係性を円滑に築ける社会人になれるか」（62.6%）や「生活するのに十分な収入が得られる仕事に就けるか」（59.0%）などが多く挙げられており、ついで「就職するために必要な学力が身につけられるか」（49.5%）、「他人に迷惑をかける人間にならないか」（45.3%）などが多くなっています。世帯年収別にみると、250万円未満という世帯では「生活するのに十分な収入が得られる仕事に就けるか」を心配するという回答が75.5%を占め、250万円以上の世帯に比べて回答割合が高くなっています。

⇒こどもの将来に関する心配ごとは多岐にわたっていますが、社会人として必要な学力や教養、人間性が身につけられるか、経済的に自立していくことができるのかといった項目への回答割合が高くなっています。引き続き教育の支援や経済的負担の軽減といったことに力を入れていくことが必要だと思われます。

○貧困に対する認識

自身の世帯について貧困（相対的貧困）に該当するかどうかを自己評価してもらったところ、「貧困な状況にあると思う」が6.8%、「貧困に近い状況にあると思う」が9.7%で、貧困かもしれないと評価している人は16.5%となっています。また「貧困とは言えないが、苦しい生活状況にあると思う」という回答が39.4%あり、あわせると、半数以上は生活状況が苦しいとしています。世帯年収別にみると、250万円未満の世帯の4割近くは貧困かもしれないと評価しています。子どもへの貧困の連鎖については、「すごく心配している」が17.1%、「心配がある」が38.8%で、あわせると半数以上が子どもへの貧困の連鎖を心配しています。世帯状況別にみると、「すごく心配している」と「心配がある」をあわせた貧困の連鎖を心配しているという回答は、500万円未満の世帯で回答割合が高く、7割程度を占めています。

○本市の子ども・子育て支援に関して不満に思う点

本市の子育て環境や支援への満足度については、“満足できる”（「満足できる」、「まあ満足できる」）という評価は22.1%で、“不満”（「やや不満」、「不満」）が34.0%と、否定的評価が肯定的評価を上回っています。子ども・子育て支援に関して不満な点としては、「小児医療の環境」（47.9%）と「子育て世帯に対する公的な支援」（42.9%）が4割以上と多く、その他に「子どもの生活環境（遊び場や歩道など）」（32.6%）などが挙げられています。

⇒本市の子育て環境や支援については否定的評価が3分の1以上となっています。

⇒小児医療の環境がと子育て世帯に対する公的な支援が不満点として多く挙げられており、小児医療体制の充実と子育て世帯への支援の充実が必要と思われます。

○子どものよりよい成長のために必要だと思う支援

子どものよりよい成長のために必要だと思う支援としては「子どもや親子が自由に使える、遊べる安全な場所の充実」（51.5%）などが多く挙げられています。

⇒より子育てしやすいまちとなるために重要なこととしても、遊び場や道路や公園などこどもが安心して暮らせる環境の整備、放課後の居場所づくりなどが重要と思われます。

3) 子ども・若者の意識行動に関する調査

○現在の就労状況、経済的状況

現在の就労・就学状況をみると、「正社員・正職員」が 64.1%と全体の 6 割以上を占めています。
「無職」(5.7%)、「学生・浪人・予備校生」(8.2%) はあわせて 13.9%で、残りの 8 割以上は何らかの形で働いているものと思われます。
主な生計維持者が「自分」という回答は 23.8%で、多くは配偶者や父母等に生計を支えてもらっています。
経済的な暮らし向きについて「苦しい」という回答は 19.2%、「大変苦しい」は 9.3%であわせると 3 割近くは経済的に苦しいとしています。就労・就学状況別にみると、「派遣・契約社員、嘱託職員」では「苦しい」と「大変苦しい」をあわせた経済的に苦しいという回答が 6 割を超えています。また既婚者やこどもがいる人の方が経済的に苦しいという回答割合は高くなっています。
現在家計を圧迫しているものとしては、「食費」(54.1%)と「水道・光熱費」(50.9%)といった生活の基礎に関わる出費の負担が大きいとしています。

○就労している人の状況

現在働いている人に現在の働き方の満足度を聞くと、「満足」と「やや満足」をあわせた“満足”という人は 46.7%、「やや不満」と「不満」をあわせた“不満”という人は 24.0%で、満足している人が不満という人を上回っています。就労状況別にみると、派遣・契約社員、嘱託職員やパート・アルバイト・内職では「やや不満」と「不満」をあわせた“不満”という回答が 3 割以上を占め他の職の人よりも割合が高くなっています。
働いている中で経験したつらい経験としては「仕事により心身の健康を害した」(21.9%)、「パワハラを受けた」(19.4%)、「長時間労働を日常的に強いられた」(19.0%)などが多く挙げられています。

⇒就労している人の働き方の満足度は高いものの、派遣・契約社員、嘱託職員やパート・アルバイト・内職では他の職より不満と感じている人の割合は高く、非正規で働いている人に対する就労環境の改善・向上が必要だと思われます。

⇒「仕事により心身の健康を害した」、「長時間労働を日常的に強いられた」、「上司から不当な扱い(パワハラ)を受けた」はいずれも労働環境の改善が必要な状態と思われ、今後も事業者と連携を図りながら労働環境の改善に向けて取り組んでいく必要があります。また、こうした状況にある人々に対する相談体制の充実も求められるものと思われます。

○現在の生活の満足度

現在の生活の満足度をみると、「満足」と「おおむね満足」をあわせた“満足”が 39.1%、「やや不満」と「不満」をあわせた“不満”が 27.0%で、生活に満足している人が不満という人を上回っています。
結婚の有無やこどもの有無別にみると、「満足」と「おおむね満足」をあわせた“満足”という回答は、「未婚」や「子どもがいない」人の方が「既婚」や「子どもがいる」人よりも“満足”の割合が高くなっています。
経済的な暮らし向き別にみると、「満足」と「おおむね満足」をあわせた“満足”という回答は経済的に余裕があるほど割合が高くなっています。

⇒経済的に余裕があるほど生活の満足度は高く、所得向上や雇用対策が何よりも重要となります。

⇒未婚や子どもがいない人の方が生活の満足度が高いため、少子化対策の視点からも結婚やこどもを持つことの魅力や意義について強くアピールしていくことが必要です。

○悩みや不安

現在の悩みや不安について聞くと、「お金に関すること」(54.8%)と「仕事や職場のこと」(52.0%)が特に多く挙げられています。

⇒悩みや不安としては経済的な問題や就労環境に関することが多く、事業者等とも連携を図りながら取り組んでいくことが大切だと思われます。

○地域との関わりについて

参加したことがある地域活動としては「お祭りなどの伝統的な行事」が多くなっており、その他に「子ども会や住区の行事」への参加が多くなっています。
近所付き合いについては、必要性を「感じる」という人は 9.6%ですが、「ある程度感じる」(45.2%)とあわせると、半数以上は近所付き合いの必要性を認めています。

○地域活動への参加状況

地域活動への参加状況をみると、半数程度は「参加したことがある」(46.6%)としています。
参加したことがある地域活動としては、「地域のお祭りや伝統行事に自ら関わる活動」が 55.7%でもっとも多く、ついで「地域の清掃・緑化活動など、環境保護やリサイクルに関する活動」(40.5%) などとなっています。

○居住地域の好感度

現在住んでいる地域については、「好き」が 21.0%、「どちらかといえば好き」が 37.4%で、あわせると 6 割近くが好意的に評価しています。居住地区別にみると好意的評価は、「尾去沢地区」と「大湯・草木地区」では 8 割前後を占め他の地区よりも割合が高くなっています。
現在住んでいるところを好意的に評価している人にその理由を聞くと、「住み慣れたところだから」が 56.1%でもっとも多く、ついで「自然環境が良い」が 39.6%となっています。「尾去沢地区」では「住み慣れたところだから」と「自然環境が良い」のほかに、「安全・安心なところだから」への回答が 4 割を超え、「大湯・草木地区」では「地域のつながりがある」、「友人がいる」への回答が 4 割を超えています。

⇒本市に対する好感度は高く、本市の良さとしては自然の豊かさと安全・安心という治安の良さが挙げられており、今後も本市の良さを活かしたまちづくりを継続していくべきと思われます。

○定住意向

本市への定住意向をみると、「今の場所に住み続けたい」は 32.4%と 3 割以上を占め、「市内の別の場所で住みたい」(11.0%)とあわせると定住意向は 4 割を超えています。
一方、「市外に移り住みたい」という回答も 23.1%と 2 割を超えています。
定住意向がある人は、未婚の人よりも既婚の人の方が割合が高く、子どもがいない人よりも子どもがいる人の方が割合が高くなっています。

⇒本市への好感度に比べると、定住意向は 4 割とやや低い水準にとどまっています。定住意向がある人は既婚者、子どもがいる人で割合が高く、子育てしやすいまちという方向性で魅力を伝えていくことが定住や移住の促進において効果的なのではないかと思います。

○将来への展望や不安

今関心のあることは「お金」が 52.7%でもっとも多くなっています。
理想とする生き方としては、「経済的に豊かになる」(67.6%)、「家族と幸せに暮らす」(66.9%)、「自分の好きなように暮らす」(64.4%)がいずれも 6 割以上と多く挙げられています。年齢別にみると、「経済的に豊かになる」、「家族と幸せに暮らす」については年齢が上がるほど回答割合が高く、30 歳以上では 7 割以上を占めています。
将来への不安感については、「感じている」(39.5%)と「なんとなく感じている」(43.4%)をあわせると、8 割以上が不安を抱いているとしています。具体的な不安について聞くと、「収入・生活費」が 88.0%でもっとも多くなっています。

⇒回答者の中では経済的に豊かになることを理想とする価値観が少なくなく、現在の関心や将来への不安も経済的な問題に関わることが多くなっています。

⇒様々な場面における経済的負担の軽減に向けた支援や、所得の拡大に向けた働きかけが今後重要となりますが、一方で家族と暮らす、自分らしく暮らすといった将来像を描く人も少なくなく、多様な価値観を尊重し、それぞれの価値観にあった魅力を提示していくことも必要ではないかと思えます。

○人生設計

婚姻状況をみると、「既婚」は48.0%で、「未婚」は52.0%となっています。
未婚の人に将来の結婚の意向を聞くと、「いずれは結婚したい」が33.6%と3割を超え、「30歳までには結婚したい」(24.7%)、「50歳までは結婚したい」(4.8%)とあわせると、結婚の意向がある人は6割以上を占めています。
自身の子どもの有無をみると、「子どもがいる」という回答者は37.4%で、6割以上は「子どもはいない」(62.6%)としています。
子どもがいない人に将来子どもを持ちたいかどうかについて聞くと、半数は「子どもを持ちたいと思う」(51.1%)としています。一方で「子どもを持ちたいと思わない」という人も23.3%となっています。
子どもを持ちたいと思わないという人にその理由を聞くと、「育児の心理的・肉体的負担が増える」が63.4%でもっとも多く、ついで「子育てや教育にお金がかかる」が51.2%となっています。

- ⇒回答者の半数程度は未婚でしたが、そのうち6割以上は結婚したいと考えています。出会いの場の提供や結婚に向けた各種の支援について力を入れていく必要があると思われます。
- ⇒回答者の6割以上は子どもがおらず、そのうち2割以上は子どもを必要としないとしています。理由としては心理的・肉体的負担や子育てにかかる経済的負担が挙げられており、子育てに関わる様々な負担の軽減に向けた取組の充実が求められると思います。

○自己評価

自己肯定感に関わる項目については、6割以上が”そう思う”（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）としています。
自己効力感に関わる項目については”そう思う”（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）という回答は5割台にとどまっています。

- ⇒若者の自己肯定感が高いように思われますが、自己効力感はそこまで高くはなく、小さな成功体験を積み重ね、自分はやればできるという自信を持ってもらえるようにしていくことが大切だと思います。

○これからの子どもや若者のために必要な取組

これからの若者に必要な取組としては「お金の心配をせずに学べる（進学・塾に行くこと）ように支援する」が70.5%でもっとも多くなっています。ついで「自由に過ごせる居場所づくり」が44.5%となっています。
子どもたちの健全育成のために必要な取組としては、「いじめ防止に関する取組」(58.4%)と「子どもの興味・関心のある分野において、企業と協働して学びや体験ができる取組」(58.0%)はいずれも6割近くに挙げられており、ついで「多様なスポーツを体験し、参加できるような体制の整備」が41.3%となっています。
青少年の健やかな成長のために大切なこととしては、「大人が子どもの自主性を尊重し、過保護、過干渉にならないようにする」(60.9%)と「保護者と子どもが積極的に会話をし、ふれあう機会を多く持つ」(58.7%)がともに6割を占めて多くなっています。

4) ヤングケアラーに関するアンケート調査

○ヤングケアラーに関する認知度

「ヤングケアラー」という言葉を知っていたかについては、「知っていた」という回答が全体の約4割、「知らなかった」という回答が全体の約6割となっています。

⇒学校があがるにつれ認知度は高くなっています。ヤングケアラーへの理解や気づきに繋がる普及啓発が必要です。

○お世話をしている家族について

お世話をしている家族がいると回答した人は全体の4%いました。また、お世話をしている人は誰かについては、多い順に、きょうだい・父母・それ以外の家族となっています。

⇒お世話の捉え方について個人差があり、「いる」と回答したすべてがヤングケアラーに該当する状況ではありませんでした。お世話している家族を父母と回答している場合は、負担が大きい場合が考えられるため、ケアの内容等について詳しく確認していく必要があると思われます。

○相談先について

自身や友人が大変なときの相談先として認知されているのは、学校の先生やスクールカウンセラーが小中高を通して回答が多い状況です。

⇒身近な存在である学校の先生等が多く挙げられておりますが、他の項目を示すことにより相談先の選択肢が広がったと思われます。家族のケアが必要な場合は、様々な課題が関係し合い、複合化しやすく、家族の状況に応じた支援の組み合わせを考えていく必要があるため、関係機関と連携しながら、相談しやすい環境づくりが必要と思われます。

第3章 計画の基本的な方向



1. 基本理念

国では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指しています。

秋田県のこども計画においては、「全てのこども・若者が、個性や多様性が尊重され、将来に希望を抱きながら健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会を目指す」という基本理念を掲げています。

本計画では、こどもの心豊かで健やかな育ちを支援し、こどもがいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、こどもにとってもっとも良いことは何かを第一に考え、自分らしく安心して生きることができる、すべてのこどもにやさしいまちづくりを進めていくことが求められます。

そこで、本市においても、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に健やかに育ち、一人ひとりにあった幸せな生活を送ることができるまちづくりの実現を目指し、基本理念を以下のように設定します。

こどもや若者が夢と希望を持ち、未来を切り拓くまち

～地域がつながり、互いに支え合って、幸せを実感できるまちづくり～

2. 計画の基本的な方向性

（こども大綱で掲げるこども施策に関する基本的な方針）

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

本市においてもこども大綱が掲げる基本的な方針を踏まえ、以下の点に留意して計画の推進を図っていきます。

- こども・若者の最善の利益を図るため、こども・若者の視点、子育て当事者の視点に立った施策の展開
- ライフステージに応じて切れ目のない施策の展開
- 社会全体で支援する環境づくり

3. 基本目標

基本理念の実現に向けて、関連する施策・事業を4つの基本目標に沿って整理し、着実な計画の進展を図っていきます。

基本目標1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備

こどもや若者が健やかに成長できるように、こどもの成長に応じて適切な保育・教育サービスを提供するとともに、各種の健（検）診などを通じて心身の健康の維持向上を図ります。

また、子育て中の世帯における子育てと仕事の両立に関わる負担の軽減を図り、親子ともに幸せに成長できる環境づくりを図っていきます。

基本目標2 未来を切り拓くこども・若者への支援

ふるさとへの愛着の醸成や、若者の就労支援、様々な自己実現の取組への支援、結婚に向けた支援などを行うことで、未来を切り拓くこどもや若者がいきいきと人生を送ることができる環境を整備していきます。

基本目標3 困難を有するこども・若者への支援

すべてのこどもや若者がいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、自らが希望する未来に向けて主体的に生きていくことができるように、生活等に困難を抱えるこどもや若者の早期発見に努めるとともに、相談・支援の連携を強化し、教育、生活、就労など多方面に対する包括的な支援を行います。

また、児童虐待防止に向けた取組やヤングケアラーの早期発見・把握に取り組み、すべてのこどもや若者が自分らしく安心して生きることができるようにしていきます。

基本目標4 子育てを社会全体で支える体制の充実

子育てを社会全体で支えていくことができるように、こどもや小さなこどもがいる子育て世帯が安全・安心に暮らすことができる子育てしやすいまちづくりを推進するとともに、各種の相談窓口や支援のための担い手の育成・確保に努め、子育て家庭を支える体制を整備していきます。

4. 施策体系

基本理念

こどもや若者が夢と希望を持ち、未来を切り拓くまち
～地域がつながり、互いに支え合って、幸せを実感できるまちづくり～

<基本目標>

基本目標1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備

- (1) 子ども・子育て支援事業の推進
- (2) こどもと若者の健康の確保及び増進

基本目標2 未来を切り拓くこども・若者への支援

- (1) こどもや若者の健全育成の推進
- (2) 多様な学びの支援
- (3) 働くことへの総合的なサポートの推進
- (4) 一人ひとりの未来に寄り添った支援

基本目標3 困難を有するこども・若者への支援

- (1) 障がいのあるこども・若者への支援
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) その他の困難を有するこども・若者への支援

基本目標4 子育てを社会全体で支える体制の充実

- (1) 地域で支える基盤整備、ネットワークづくり
- (2) 子育て家庭や若者の経済的負担の軽減
- (3) 安全・安心な生活環境の整備

5. 成果指標

【子育て世代に関する成果指標】

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	出典
鹿角市の子育て環境や支援に対する満足度 【子ども・子育てに関するニーズ調査（就学前）問40、（小学生）問23で「満足できる」「まあ満足できる」と答えた割合】	就学前保護者 45.1% 小学生保護者 39.0%	60%以上	子ども・子育てに関するニーズ調査 （就学前児童保護者、小学生保護者）
父母ともに子育てを担っている人の割合 【子ども・子育てに関するニーズ調査（就学前）問6、（小学生）問6で主に子育てを行っているのを「父母ともに」と答えた割合】	就学前保護者 74.9% 小学生保護者 64.7%	80%以上	子ども・子育てに関するニーズ調査 （就学前児童保護者、小学生保護者）
食料や衣服等が買えない、光熱水費が払えない経験がある 【子どもの生活に関するアンケート調査】問14で「よくあった」「ときどきあった」と答えた割合】	食料が買えない経験 40.5% 衣服等が買えない経験 31.7% 光熱水費等払えない経験 32.2%	食料が買えない経験 30%以下 衣服等が買えない経験 21%以下 光熱水費等払えない経験 22%以下	子どもの生活に関するアンケート調査 （18歳未満の子どもを持つ世帯）
子育てを楽しんでいると思う割合	98.0% (令和5年度)	現状維持	3歳児健診時の問診項目
この地域で今後も子育てをしていきたいと思う割合 【「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた割合】	96.5% (令和5年度)	現状維持	3、4か月健診時の問診項目
妊娠11週以下での妊娠の届出率	88.3% (令和5年度)	100%	地域保健・健康増進事業報告
乳幼児健康診査受診率（3～5か月児）	100% (令和5年度)	100%	地域保健・健康増進事業報告
5歳児健診の受診率	100% (令和5年度)	100%	鹿角市母子保健統計
家庭相談対応件数のうち、虐待相談件数の割合	29.2% (令和5年度)	減少	福祉行政報告例

【こどもに関する成果指標】

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	出典
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合（小6、中3）	小学6年生 82.3% 中学3年生 88.9%	増加	全国学習状況調査 【鹿角市教育委員会】
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合（小6、中3）	小学6年生 88.4% 中学3年生 71.8%	増加	全国学習状況調査 【鹿角市教育委員会】
朝食の摂取率（毎日食べる）（小6、中3）	小学6年生 94.5% 中学3年生 95.9%	現状維持	全国学習状況調査 【鹿角市教育委員会】
「ヤングケアラー」を知っている割合（小学生、中学生、高校生） 【ヤングケアラーに関するアンケート調査で「知っていた」と答えた割合】	小学生 19% 中学生 38% 高校生 60%	小学生 57%以上 中学生 80%以上 高校生 80%以上	ヤングケアラーに関するアンケート調査 （小学生、中学生、高校生）

【若者に関する成果指標】

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	出典
悩みや不安を「相談できない」割合 【子ども・若者の意識行動に関する調査問37で「相談できる人がいない」「誰に相談したらいいのかわからない」と答えた割合】	13.0%	5%以下	子ども・若者の意識行動に関する調査 （18歳～39歳）
自分の将来の夢や希望があると思う割合 【子ども・若者の意識行動に関する調査問55で「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた割合】	52.3%	80%以上	子ども・若者の意識行動に関する調査 （18歳～39歳）
自分のことが好きだという割合 【子ども・若者の意識行動に関する調査問55で「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた割合】	60.5%	80%以上	子ども・若者の意識行動に関する調査 （18歳～39歳）
30歳未満の自殺者数	3人 (令和2年-令和6年)	0人	厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

第4章 施策の展開



1. こども・若者が健やかに成長できる環境整備

(1) 子ども・子育て支援事業の推進

1) 教育・保育事業の推進

○就学前の教育・保育の充実

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	すこやか子育て課
----------	------------------------------	-----	----------

【事業内容】

保護者が就労等により家庭で保育を受けることができない乳幼児に対して、就学前の教育・保育を実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

保護者のニーズに応じた保育事業を展開し、子育てと仕事の両立を支援することができおり、今後も継続して取り組みます。

○公立保育所等の再編

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	すこやか子育て課
----------	------------------------------	-----	----------

【事業内容】

少子化の進行を見据え、公立保育所等の再編について検討を進めます。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
									○	

【今後の方向性】：内容を改善して継続

ただちに、公立保育所等を再編する予定はありませんが、人口減少の推移を捉えながら、再編について検討を進めます。

2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

○利用者支援事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	こども家庭センター
----------	------------------------------	-----	-----------

【事業内容】

こども及びその保護者等、また妊婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう相談・援助を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
○	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

こども及びその保護者等、また妊婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう今後も継続して相談・援助を行います。

○延長保育事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	すこやか子育て課
----------	------------------------------	-----	----------

【事業内容】

保育所等において短時間保育（8時間）、標準時間保育（11時間）を超える時間帯の保育を実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

保護者のニーズに応じた保育事業を展開し、子育てと仕事の両立支援をすることができたため、今後も継続して実施します。

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	すこやか子育て課
----------	--	-----	----------

【事業内容】

保護者が就労などにより留守家庭となる児童を受入れ、放課後の遊びの場や生活の場を提供します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○			○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

日中家庭に保護者が居ない児童に遊び場や生活の場を提供し、児童の健全育成が図られたことから、今後も継続して実施します。

○子育て短期支援事業（ショートステイ）

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	こども家庭センター
----------	--	-----	-----------

【事業内容】

保護者の出産や疾病、育児疲れなどの理由で、家庭でのこどもの養育が困難な場合、児童養護施設等で一定期間養育します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○	○			○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

登録している里親はいますが、これまで利用実績はありません。

今後は受け入れ先の拡充を図り、利用者のニーズに対応できる体制整備を図り、引き続き保護者の出産や疾病、育児疲れなどの理由で、家庭でのこどもの養育が困難な場合、児童養護施設等で一定期間養育します。

○こんにちは赤ちゃん訪問事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 成育医療等に関する計画	担当課	こども家庭センター
----------	---	-----	-----------

【事業内容】

生後4か月までの乳児がいる家庭を全戸訪問し育児状況を確認するほか、育児不安等への相談活動を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○					○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

産後うつや育児不安等の解消、児童虐待防止のため、全ての家庭を訪問し、養育環境の確認を行い、産後ケアなど必要なサービスに繋げるなど、切れ目なく相談・援助を行います。

○養育支援訪問事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	こども家庭センター
----------	--	-----	-----------

【事業内容】

養育支援が必要な家庭に、安心して育児ができるよう育児に関する不安や悩みの傾聴、指導、助言を実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○					○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

支援プランへの同意が得られない場合、支援が必要と思われる家庭でも介入ができないため、こんにちは赤ちゃん事業等により把握した養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行います。

○地域子育て支援拠点事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	こども家庭センター
----------	------------------------------	-----	-----------

【事業内容】

乳児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

乳児及びその保護者が相互の交流を行う場所の開設を継続して実施します。

○一時預かり事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	すこやか子育て課
----------	------------------------------	-----	----------

【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、緊急・一時的預かりを行います。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

保護者のニーズに応じた一時預かり事業を展開し、子育てと仕事の両立を支援することができたため、今後も継続して実施します。

○病児・病後児保育事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	すこやか子育て課
----------	------------------------------	-----	----------

【事業内容】

集団保育が困難な病気回復期等の児童の一時預かりを行う病後児保育と、体調不良となった場合に一時的に児童の看護を行う病児保育を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○	○			○				○

【今後の方向性】：これまで通りに継続

保護者のニーズに応じた保育事業を展開し、子育てと仕事の両立を支援することができたため、今度も継続して実施します。

○ファミリー・サポート・センター運営事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	すこやか子育て課
----------	--	-----	----------

【事業内容】

保護者の仕事と育児の両立やリフレッシュ活動など子育て世帯の各種保育ニーズに対応するため、託児や休日保育及び送迎サービスを行います。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○	○			○				

【今後の方向性】：内容を改善して継続

提供会員の減少と高齢化から、送迎サービスの継続が困難なため、こどもの安全にも配慮したサービスについて検討を行い、利用者のニーズに対応するための支援を行います。

○妊婦健康診査事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 成育医療等に関する計画	担当課	こども家庭センター
----------	---	-----	-----------

【事業内容】

安心安全な出産のため、妊娠初期から出産前にかけての定期的な健康診査、歯科健診を実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○										

【今後の方向性】：これまで通りに継続

医療機関と連携し、支援が必要な妊産婦の情報共有をするなど、迅速な対応に努めながら継続して実施します。

○子育て世帯訪問支援事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	こども家庭センター
----------	--	-----	-----------

【事業内容】

家事、育児等に対し、不安や孤立感を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等が
いる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、虐待
リスクを未然に防ぐために、家事・育児等の支援を実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
○	○	○				○				

○妊婦等包括相談支援事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 成育医療等に関する計画	担当課	こども家庭センター
----------	---	-----	-----------

【事業内容】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情
報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
○	○					○				

○こども誰でも通園制度

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	すこやか子育て課
----------	------------------------------	-----	----------

【事業内容】

保育所等に通っていない6か月から3歳未満の児童を親の就労要件等を問わず、月一定時
間までの利用可能枠の中で預かります。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○					○				

○産後ケア事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 成育医療等に関する計画	担当課	こども家庭センター
----------	---	-----	-----------

【事業内容】

赤ちゃんの栄養や育児等について悩みのある産後 1 年以内の産婦に対し、助産師による訪問型相談支援を実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○					○				

3) 地域における多様な子育て支援の充実

○こども家庭センター運営事業(重層的支援体制整備)

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	こども家庭センター
----------	--	-----	-----------

【事業内容】

特定妊婦や要支援児童等の情報共有を図り、関係機関との連携・協働により虐待の予防やヤングケアラーの早期把握に努めるとともに、各家庭の状況に応じた切れ目ない支援を行うため、母子保健機能と児童福祉機能を一体とした「こども家庭センター」を整備し、相談支援体制の強化を図ります。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
								○		

○家庭教育推進事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	生涯学習課
----------	--	-----	-------

【事業内容】

保護者、養育者等に、家庭での教育力を高めてもらう講座等を通じて家庭教育に関する情報を提供するとともに、子育てに関する不安や悩みの軽減を図ります。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○		○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

就学前検診やPTA事業との合同開催することによって、多くの保護者に子育てに関する情報提供が図られたほか、悩みや不安の軽減につながっています。

今後もこどもを持つ保護者に対し、講座等を開催することで子育てに関する不安や悩みの軽減を図るとともに、家庭教育に関する情報提供を行います。

○妊婦さんたちのしゃべり場「うみたの」

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 成育医療等に関する計画	担当課	こども家庭センター
----------	---	-----	-----------

【事業内容】

地域子育て支援拠点事業の一環として、妊婦に出産や育児の最新情報を提供するほか、子育て中の母親との交流により出産・育児に対する不安を解消します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○						○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

妊娠届出数が減少しており、対象者は少なくなっていますが、健診以外の支援の場であり、第1子妊婦を中心に参加者の満足度は高いため、今後も継続して実施します。

(2) こどもと若者の健康の確保及び増進

1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

○不妊治療等支援事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 成育医療等に関する計画	担当課	すこやか子育て課
----------	---	-----	----------

【事業内容】

不妊治療・不育治療にかかる費用の一部を助成し、妊娠・出産を目指す方を支援します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
○										

【今後の方向性】：内容（規模）を拡充して継続

不妊治療費等の助成により、精神的・経済的負担の軽減が図られており、今後も継続して支援します。

○妊産婦支援給付事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 成育医療等に関する計画	担当課	こども家庭センター
----------	---	-----	-----------

【事業内容】

妊婦のための支援給付及び妊娠出産等応援給付金などにより、健診や出産に要する経費の一部を給付することで、精神的・経済的負担の軽減を図るとともに安心してこどもを産み育てることができる環境づくりを推進します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
○										

○妊婦健康診査事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 成育医療等に関する計画	担当課	こども家庭センター
----------	---	-----	-----------

【事業内容】

安心安全な出産のため、妊娠初期から出産前にかけての定期的な健康診査、歯科健診を実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○										

【今後の方向性】：これまで通りに継続

医療機関と連携し、支援が必要な妊産婦の情報共有をするなど、迅速な対応に努めながら継続して実施します。

再掲

○妊婦等包括相談支援事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 成育医療等に関する計画	担当課	こども家庭センター
----------	---	-----	-----------

【事業内容】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○					○				

再掲

○産後ケア事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 成育医療等に関する計画	担当課	こども家庭センター
----------	---	-----	-----------

【事業内容】

赤ちゃんの栄養や育児等について悩みのある産後1年以内の産婦に対し、助産師による訪問型相談支援を実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○					○				

再掲

○乳幼児支援事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 成育医療等に関する計画	担当課	すこやか子育て課
----------	---	-----	----------

【事業内容】

母子（新生児、乳児、子育て世代）とその家族に、面談・相談、訪問指導等の切れ目ない支援を実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

乳幼児健診や乳児相談の実施により、こどもの身体発育や精神運動発達を確認し、早期発見と育児不安や悩みに対する心のケアが図られているため、今後も切れ目ない支援を実施します。

○乳幼児健康診査事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 成育医療等に関する計画	担当課	すこやか子育て課
----------	------------------------------	-----	----------

【事業内容】

乳幼児の定期的な健康診査や乳児相談を実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

乳幼児健診や乳児相談の実施により、こどもの身体発育や精神運動発達を確認し、疾病の早期発見と育児不安や悩みに対する心のケアが図られるため、今後も継続して実施します。

○5歳児すくすく健康相談事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 成育医療等に関する計画	担当課	すこやか子育て課
----------	---	-----	----------

【事業内容】

適切な就学支援に繋げるため、就学前の5歳児及びその保護者を対象に発達の確認や相談支援事業を実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
		○				○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

今後も就学に向けた適切な準備に向けた健康相談を実施します。

○むし歯予防推進事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 成育医療等に関する計画	担当課	すこやか子育て課
----------	---	-----	----------

【事業内容】

妊婦、乳幼児と小中学生とその保護者へ、むし歯予防の重要性を理解し、歯科保健習慣を身に付けてもらえるよう、歯科検診、ブラッシング指導、フッ化物塗布、洗口等を実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○	○	○		○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

妊娠期からの歯の健康について啓発を図り、妊婦歯科健診の受診状況を定期的に確認し、受診率向上を図るとともに、乳幼児期からのむし歯予防を促進するため、歯科健診、ブラッシング指導、フッ化物塗布・洗口等を実施します。

〇こころの健康づくり推進事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子ども・若者育成支援計画 成育医療等に関する計画	担当課	すこやか子育て課
----------	---	-----	----------

【事業内容】

こころの健康に関する正しい知識や相談窓口について、周知するとともに児童、生徒を対象に自分や友達のこころの変化や不調に気づき、周囲へ相談する SOS の出し方講座を実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○	○	○	○			

【今後の方向性】：これまで通りに継続

小中高生向けの SOS の出し方講座を行うことにより、児童・生徒が自分自身のストレスに気づき、SOS を出すことの重要性を啓発することができているため、今後もこころの健康についての理解を深め、不安や悩みを軽減する取組を実施します。

〇感染症予防事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 成育医療等に関する計画	担当課	すこやか子育て課
----------	---	-----	----------

【事業内容】

乳幼児等の定期予防接種を実施するほか、おたふくかぜやインフルエンザなど任意予防接種の一部助成を実施し、感染症の発症及び重症化の予防を図ります。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○	○	○	○		○			

【今後の方向性】：これまで通りに継続

定期予防接種等の実施により、感染症防止と重症化予防が図られており、今後も感染症予防のために予防接種事業を実施します。

○こども家庭センター運営事業(重層的支援体制整備)

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	こども家庭センター
----------	--	-----	-----------

【事業内容】

特定妊婦や要支援児童等の情報共有を図り、関係機関との連携・協働により虐待の予防やヤングケアラーの早期把握に努めるとともに、各家庭の状況に応じた切れ目ない支援を行うため、母子保健機能と児童福祉機能を一体とした「こども家庭センター」を整備し、相談支援体制の強化を図ります。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○	○	○	○	○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

こども家庭センターの周知を図り、関係機関との連携の強化により、困難を抱えるこどもや家庭に対し、必要な支援に繋がります。

2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

○こころの健康づくり推進事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子ども・若者育成支援計画 成育医療等に関する計画	担当課	すこやか子育て課
----------	---	-----	----------

【事業内容】

こころの健康に関する正しい知識や相談窓口について、周知するとともに児童、生徒を対象に自分や友達のこころの変化や不調に気づき、周囲へ相談する SOS の出し方講座を実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○	○	○	○			

【今後の方向性】：これまで通りに継続

小中高生向けの SOS の出し方講座を行うことにより、児童・生徒が自分自身のストレスに気づき、SOS を出すことの重要性を啓発することができているため、今後もこころの健康についての理解を深め、不安や悩みを軽減する取組を実施します。

○若年者健康診査事業

関連する個別計画	子ども・若者育成支援計画	担当課	市民課
----------	--------------	-----	-----

【事業内容】

若年期からの健康意識を高め、生活習慣病の予防・早期発見につなげるために健康診査を実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
							○			

○若者等相談支援事業

関連する個別計画	子ども・若者育成支援計画	担当課	福祉総務課
----------	--------------	-----	-------

【事業内容】

引きこもりから社会参加できるよう個別相談会や支援者のスキルアップ研修会等を実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
								○		

3)「食育」の推進

○妊娠期・育児期の食育の推進

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 成育医療等に関する計画	担当課	すこやか子育て課
----------	---	-----	----------

【事業内容】

妊娠期から育児期の食事について、妊産婦とこどもの発達段階に応じた健康診査時等における栄養指導や個別相談により、健康な食習慣の定着を支援します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

栄養指導や個別相談等を通して食に関する正しい知識の普及啓発をし、食の基礎を形成する妊娠期や乳幼児期からの健康な食生活の定着に繋げるため、今後も継続して実施します。

○学童期・思春期の食育の推進

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	総務学事課
----------	------------------------------	-----	-------

【事業内容】

保健だより、給食だよりを活用した食に関する情報提供や、地産地消を取り入れた「たらふくかづの給食」を実施するほか、農業体験や農業活動を実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○		○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

農家の高齢化により、農業体験の受入れ先の確保が厳しくなっていますが、授業時数の調整を図りながら農業体験や農業活動の受入れ先を確保するほか、学校給食だよりなどによる食に関する情報の提供を行います。

4) 医療環境の充実

○医師確保対策事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 成育医療等に関する計画	担当課	福祉総務課
----------	---	-----	-------

【事業内容】

地域医療の充実のため、医学生への修学資金貸与など医師確保に向けた取り組みを実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
								○		○

【今後の方向性】：これまで通りに継続

全国的な医師不足を背景に地域医療は大変厳しい局面にあるため、病院とかかりつけ医をはじめとする地域医療機関との機能分担において、より一層の医療連携が求められています。

疾病構造の変化や医療の進歩などにより、医療ニーズが複雑化・多様化する中で、引き続き、医師確保対策事業を継続する必要があります。

また、住み慣れた地域で安心して医療を受けられるために、医師修学資金貸与の継続により医師を確保し、市民の安全・安心な医療体制の充実を図ります。

○あんしん医療推進事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	福祉総務課
----------	------------------------------	-----	-------

【事業内容】

医療の提供体制の充実を図るため、休日・夜間における診療及び健康、医療に関する 24 時間体制の電話等による相談窓口を開設します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
								○		

【今後の方向性】：これまで通りに継続

鹿角地域の中核病院である「かづの厚生病院」をはじめとする 3 つの病院、開業医、歯科医などにより良質な医療サービスが提供されています。また、休日や平日夜間に市民が診療や薬局を利用できる体制を整えているほか、健康や医療に関する電話相談を 24 時間 365 日無料で行い、医療機関の負担軽減を図っています。

今後も休日や夜間における診療体制を確保するほか、市外の医療機関との医療情報の共有を進め、市外の医療資源を含めて必要な医療サービスを受けられる環境の構築を図ります。

○かづの厚生病院支援事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	福祉総務課
----------	------------------------------	-----	-------

【事業内容】

かづの地域の中核病院である「かづの厚生病院」の医師負担軽減のため、非常勤医師の派遣費用等へ助成や、救急医療の機能充実の支援を行い、安心安全な医療体制を提供します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
								○		

○医療機関開設資金支援事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	福祉総務課
----------	------------------------------	-----	-------

【事業内容】

市内に開業を希望する医師に、開設資金の支援や、看護師等の医療スタッフに対する費用を支援し、地域医療体制の充実に繋がります。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
								○		

2. 未来を切り拓くこども・若者への支援

(1) こどもや若者の健全育成の推進

○青少年健全育成事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	生涯学習課
----------	--	-----	-------

【事業内容】

声かけ運動や見守り活動など、青少年が健全に成長できるよう環境づくりを進めます。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○	○	○	○		○	○

【今後の方向性】：これまで通りに継続

毎月の声かけ運動のほか、春・秋は一斉キャンペーンとして実施し、地域が一体となって見守り活動を行い、青少年が健全に成長できる環境づくりのため、今後も継続して取り組みます。

(2) 多様な学びの支援

1) 学校教育の充実

○児童生徒学力向上対策事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	総務学事課
----------	--	-----	-------

【事業内容】

学力検査と学級集団アセスメントにより、児童生徒の理解を深め、個別支援の充実とよりよい学習集団づくりを推進します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○						

【今後の方向性】：これまで通りに継続

年度内に学級の状態や変化を把握し、学級経営や授業の展開に活かすことができます。検査ごとの分析のみならず、学力と学級の状態を関連させた分析を行い、児童生徒の理解と学力向上につなげます。

○ICT活用教育事業（旧:情報教育環境整備事業）

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	総務学事課
----------	--	-----	-------

【事業内容】

積極的に ICT を活用していくための指導力の向上とともに、児童生徒の情報活用能力及び確かな学力の定着を図ります。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○						

【今後の方向性】：内容（規模）を拡大して継続

GIGA スクール構想のもと、ICT 環境整備が完了し、徐々に教員の ICT スキルが向上しており、児童生徒の学習用端末の活用が図られています。

ICT 支援員のサポートをさらに充実させ、ICT 機器の積極的な活用により、児童生徒の学習意欲と理解力の向上につなげます。

○外国語活動充実事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	総務学事課
----------	--	-----	-------

【事業内容】

小中学生の実践的なコミュニケーション能力の育成と国際理解教育を推進するため、外国語指導助手を配置し外国語教育の充実を図ります。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○						

【今後の方向性】：これまで通りに継続

英語によるコミュニケーションへの関心・理解をさらに深めるため、ICT 等、様々な手法により授業を展開しています。

ALT の継続配置により実践的なコミュニケーション能力の育成を図ります。

○ふるさとかつの絆プラン事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	総務学事課
----------	--	-----	-------

【事業内容】

各校で行っている特色ある教育活動について、小学校同士や中学校同士が連携し、体験フィールドを市内全体に広げ、「鹿角愛」の醸成につなげます。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○						

○少人数学習推進事業(県)

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	秋田県北教育事務所
----------	------------------------------	-----	-----------

【事業内容】

- 小・中学校において少人数学習を推進します。
- ・30人程度学級の実施：小学校及び中学校全学年
 - ・20人程度の少人数授業：小学校3年生～中学校3年生

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○						

【今後の方向性】：これまで通りに継続

学級数増に伴う授業時数増の負担が大きく、教員の働き方改革の面で課題となっています。今後は市町村教育委員会や学校のニーズに応じた配置が可能となるよう学級増に対する運用の見直しを検討していきます。

2) 様々な体験機会の提供

○ふるさと・キャリア教育推進事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	総務学事課
----------	--	-----	-------

【事業内容】

データベースの活用や各種関係機関との連携により、職場見学・体験学習やボランティア活動等の円滑な実施と内容の充実を図ります。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○						

【今後の方向性】：これまで通りに継続

受入れ事業所の固定化により、児童生徒の希望や本人の特性に応じた体験先の調整が難しくなっているため、今後は事業者の理解を得ながら多くの業種への体験機会を作っていきます。

○夢の教室開催事業（旧:かづの夢創造 School 事業）

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	総務学事課
----------	--	-----	-------

【事業内容】

日本サッカー協会（JFA）の「夢の教室」を活用し、フェアプレーの精神や助け合うことの重要性を教え、夢を育む教育を推進するとともに、地域人材等を活用したキャリアアップ講座等を各校で開催し、望ましい職業観・勤労観を育みます。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○							

【今後の方向性】：内容を改善して継続

授業時数の確保などが学校側の負担となっている部分があるため、授業時数の確保と教員負担の軽減など、事業内容を検証しながら継続して実施します。

○特色ある学校づくり推進事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	総務学事課
----------	--	-----	-------

【事業内容】

ふるさとの美しい自然や人々とのふれあいを通じ、ふるさとの良さを体感できるよう、ふるさと教育の充実を図ります。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○					○	

【今後の方向性】：これまで通りに継続

地域の特色を活かしたカリキュラムにより、様々な体験活動を実施しており、今後は内容のブラッシュアップを図りながら、特色ある教育活動を効果的に進めます。

○かづの未来アカデミー創造事業

関連する個別計画	子ども・若者育成支援計画	担当課	政策企画課
----------	--------------	-----	-------

【事業内容】

包括連携協定に基づく武蔵野大学の調査研究活動に市内中高生も参加し、大学の専門的な研究や教育を学ぶ機会を提供します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
				○	○		○			

○地域福祉活動支援事業

関連する個別計画	子ども・若者育成支援計画	担当課	福祉総務課
----------	--------------	-----	-------

【事業内容】

ボランティアセンターに登録し、ボランティアの実践者となるための支援を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
								○		

(3) 働くことへの総合的なサポートの推進

1) 働きやすい社会に向けた啓発活動

○男女共同参画推進事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	生活環境課
----------	------------------------------	-----	-------

【事業内容】

男女共同参画社会の推進を図るため、意識啓発を行うとともに学校や事業所への働きかけを行います。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
								○		

【今後の方向性】：内容を改善して継続

事業所等の意識や取組が向上し、ワークライフバランスに向けた環境は整ってきているものの、男性の育児休業の取得や女性の管理職への就任や自治会等への女性参画(活躍)が伸び悩んでいるため、今後も基礎講座を継続実施しながら、広い意識の向上とターゲットを絞ったセミナー等の開催により、個々の意識醸成の底上げを図ります。

2) 就労の支援

○地元就職促進事業 (旧:就職支援事業)

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	産業活力課
----------	------------------------------	-----	-------

【事業内容】

商工会が実施する地元就職促進事業を支援し、市内企業への就職を促進します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
					○					

【今後の方向性】：これまで通りに継続

管内高校生への市内企業の情報提供のほか、事業者とのマッチングを見据えた企業との交流会の開催により、管内就職率が50%台を維持し、市内就職の促進が図られています。

今後は管内高卒者が大学を卒業した後に地元へ就職するという意識醸成を図るため、地元企業を認識するための取り組みを強化します。

○新規就農者育成支援事業

関連する個別計画	子ども・若者育成支援計画	担当課	農業振興課
----------	--------------	-----	-------

【事業内容】

新規就農を目指す農業者に必要な技術を習得するための研修等の支援を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
						○	○			

○林業新規就業者育成支援事業

関連する個別計画	子ども・若者育成支援計画	担当課	農地林務課
----------	--------------	-----	-------

【事業内容】

秋田県林業大学を卒業後、市内で林業就業を目指す研修生に支援を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
						○	○			

3) 就労環境の向上やキャリア形成に向けた支援

○女性若者資格取得支援事業

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	産業活力課
----------	------------------------------	-----	-------

【事業内容】

就職を目指す女性・若者や在職者も対象にスキルアップを図り、就職等につながるための資格取得費用を助成します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
					○	○	○			

【今後の方向性】：内容を改善して継続

求職中の女性・若者に加え、スキル向上によるキャリアアップの促進を図るための在職者も新たに対象として支援します。

○テレワーカー活躍促進事業（旧:女性若者活躍促進事業）

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	産業活力課
----------	--	-----	-------

【事業内容】

子育てや介護等によりフルタイム勤務が難しい女性や新しい働き方を望む若者に ICT を活用したテレワークの普及啓発やスキルアップ研修を実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
					○	○	○			

【今後の方向性】：内容を改善して継続

セミナー等の参加者によるコミュニティの立ち上げにより、相談や情報収集の場として運用され、市民レベルの周知の場としても効果的に活用されているため、毎年度当該事業の参加者から就業者が出ており、年々テレワーカーが増加してきています。

今後も日々変化するニーズにマッチした内容で研修等を実施します。

○母子家庭等自立支援給付金給付事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	すこやか子育て課
----------	--	-----	----------

【事業内容】

母子家庭の母または父子家庭の父が、就業に必要な能力開発や資格取得のための教育訓練講座の受講または養成機関において修業する場合に給付金を支給。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
						○				

○企業誘致促進事業

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	産業活力課
----------	------------------------------	-----	-------

【事業内容】

新たな企業の誘致を促進することにより、地域経済・雇用の創出を図ります。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
								○		

(4) 一人ひとりの未来に寄り添った支援

1) 結婚支援

○出会い応援事業

関連する個別計画	子ども・若者育成支援計画	担当課	政策企画課
----------	--------------	-----	-------

【事業内容】

婚活セミナーの開催やイベントの開催により出会いの機会を提供します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
								○		

○結婚サポート推進事業

関連する個別計画	子ども・若者育成支援計画	担当課	政策企画課
----------	--------------	-----	-------

【事業内容】

結婚支援制度の周知やあきた結婚支援センターへの登録を支援します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
								○		

○結婚新生活支援事業

関連する個別計画	子ども・若者育成支援計画	担当課	政策企画課
----------	--------------	-----	-------

【事業内容】

婚姻に伴う住宅購入費や家賃、引っ越し等の費用について支援します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
								○		

2) 移住・定住の支援

○鹿角家U25応援事業

関連する個別計画	子ども・若者育成支援計画	担当課	政策企画課
----------	--------------	-----	-------

【事業内容】

進学・就職による若者転出者のネットワークを構築し、地元情報の発信や特産品の仕送り、首都圏での交流会を実施することにより、地域とのつながりを構築・継続し、地元への愛着を持続させ、若年層のUターンを促進します

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
							○			

○定住促進事業

関連する個別計画	子ども・若者育成支援計画	担当課	政策企画課
----------	--------------	-----	-------

【事業内容】

鹿角市に移住した方の引っ越しや住宅改修、家賃等に係る費用など、暮らしに係る費用負担を軽減し、定住につながるよう支援します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
						○	○			

○奨学金返還助成金

関連する個別計画	子ども・若者育成支援計画	担当課	政策企画課
----------	--------------	-----	-------

【事業内容】

鹿角市内に居住し、秋田県奨学金返還助成金の制度を利用し、奨学金の返還をしながら就労している場合、市がさらに奨学金の返還を助成し、若者の市内定着を促進します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
							○			

3. 困難を有するこども・若者への支援

(1) 障がいのあるこども・若者への支援

1) 交流活動、相談支援の充実

○教育支援委員会・調査委員会

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	総務学事課
----------	--	-----	-------

【事業内容】

心身に障がい等を有する児童生徒へ適正な就学支援を行うため、対象児童の調査や検査の実施及び家庭への相談活動等を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
		○	○	○		○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

対象児童生徒の割合が増えてきており、相談対応等、関係機関の連携・協力が重要となっています。

今後も早い時期から保護者との意思疎通を図り、児童生徒に適切な就学支援ができる体制を整えます。

○児童相談所による巡回児童相談事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	こども家庭センター
----------	--	-----	-----------

【事業内容】

発達に心配があると思われる児童に対し、児童心理士による個別の相談会を実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○	○			○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

児童相談所の巡回相談は縮小傾向にあります。(7回/年)

巡回相談は心理判定できる貴重な機会となるため、今後も発達に心配があると思われる児童に対し、児童心理士による個別の相談会を実施します。

○親子教室・すてっぷ教室

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	こども家庭センター
----------	--	-----	-----------

【事業内容】

発達に心配があると思われる児童とその保護者に対し、親子での様々な体験や保護者間の交流を通じ親子関係の構築や保護者のこころの安定と児童の健やかな成長を支援します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○	○			○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

療育事業の充実を図るため、事業内容等について内容の充実を図りながら継続して実施します。

2) 障がいのあるこどもの保育・教育環境の充実

○障害児保育事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	すこやか子育て課
----------	--	-----	----------

【事業内容】

障がい児が集団の中で保育を受けることで発達の促進を図るため、専任の保育士の配置について支援します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

保護者のニーズに応じた保育事業を展開し、子育てと仕事の両立を支援することができているため、今後も継続して実施します。

○特別支援教育支援員配置事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	総務学事課
----------	--	-----	-------

【事業内容】

市内の特別支援を必要とする児童生徒に対して学習や学校生活に適應できるように支援員を各校に配置し支援を実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○						

【今後の方向性】：これまで通りに継続

支援員一人当たりの受け持ち人数が多く、支援が必要な児童生徒一人一人に時間をかけた支援が難しい状況にありますが、担任教諭との連携や支援員の資質向上を図り、個に応じたきめ細かな支援を行います。

3) 日常生活の支援の充実

○児童発達支援事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	福祉総務課
----------	--	-----	-------

【事業内容】

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適應訓練、その他必要な支援を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

支援を必要とする児童や保護者に対し、関係機関と連携した案内や手続きを行うことにより、対象児童の早期発見や専門的な支援につなげます。

○放課後等デイサービス

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	福祉総務課
----------	--	-----	-------

【事業内容】

就学中の障がい児に、授業終了後または夏休み等の長期休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進等を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○	○	○	○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

支援を必要とする児童や保護者に対し、関係機関と連携した案内や手続きを行うことにより、対象児童の早期発見や専門的な支援につなげます。

○移動支援(通学支援)事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	福祉総務課
----------	--	-----	-------

【事業内容】

通学中の障がい児の登下校に関する送迎を実施し、家族の就労等を支援します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○	○	○	○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

支援を必要とする児童や保護者に対し、関係機関と連携した案内や手続きを行うことにより、対象児童の早期発見や専門的な支援につなげます。

4) 経済的支援の充実

○特別児童扶養手当

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	福祉総務課
----------	--	-----	-------

【事業内容】

心身に障がいを持つ 20 歳未満の児童を養育する保護者に手当を支給します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
						○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

支援を必要とする児童や保護者に対し、関係機関と連携した案内や手続きを行うことにより、対象児童の早期発見や専門的な支援につなげます。

○障害児福祉手当

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	福祉総務課
----------	--	-----	-------

【事業内容】

心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の在宅障がい児に手当を支給します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
						○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

支援を必要とする児童や保護者に対し、関係機関と連携した案内や手続きを行うことにより、対象児童の早期発見や専門的な支援につなげます。

○特別支援教育就学奨励費

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	総務学事課
----------	------------------------------	-----	-------

【事業内容】

特別な支援を必要とする児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じ就学のために必要な経費を支援します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
						○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

令和5年度に改定となった生活保護法の基準に基づき、認定審査の条件が見直しされていますが、今後も国の制度に基づき、該当となる児童生徒へ適切な支援を行います。

(2) ひとり親家庭への支援

1) 住まいの確保に向けた支援

○母子生活支援施設(ハニーハイムかづの)の運営

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	すこやか子育て課
----------	--	-----	----------

【事業内容】

母子家庭の母と子が心身ともに健やかな環境の中で生活ができるように、ハニーハイムかづのを設置し、日常の中で育児・教育についての相談や各種行事への参加を通して健全な家庭を築き、自立への足がかりとなるよう援助します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
										○

【今後の方向性】：内容を改善して継続

入所者の減少と施設の老朽化から、施設の維持管理と継続についての検討が必要となっています。社会的・経済的基盤の弱い母子世帯が安心して生活できる居住スペースの確保を継続していきます。

○女性緊急一時保護事業

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画	担当課	すこやか子育て課
----------	--------------	-----	----------

【事業内容】

夫などの暴力から緊急一時的に避難し、保護を必要とする女性を母子生活支援施設「ハニーハイムかづの」において一定期間保護します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
										○

【今後の方向性】：これまで通りに継続

入所者の減少と施設の老朽化から、施設の維持管理と存続について検討が必要ですが、継続して取り組みます。

○ひとり親住宅整備資金貸付事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	すこやか子育て課
----------	--	-----	----------

【事業内容】

母子家庭・父子家庭及び寡婦の福祉を増進するため、それらの家庭の住宅の整備に必要な資金の貸付を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
										○

【今後の方向性】：これまで通りに継続

平成 21 年度以降の利用実績はありませんが、住宅整備が必要なひとり親家庭の負担軽減と住環境の向上のため制度を継続します。

2) 経済的支援の充実

○児童扶養手当の支給

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	すこやか子育て課
----------	--	-----	----------

【事業内容】

父母の離婚や父または母の死亡等により父または母と同一生計にない児童について、生活の安定と自立の促進するため児童扶養手当を支給します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
						○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

支援を必要とする児童や保護者に対し、他機関と連携した案内や手続きを行うことができているため、今後も継続して実施していきます。

○母子父子寡婦福祉資金貸付事業(県)

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	すこやか子育て課
----------	--	-----	----------

【事業内容】

母子家庭・父子家庭及び寡婦に経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉向上を増進させるため貸付を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
						○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

支援を必要とするひとり親世帯に対して、制度の活用の周知に努め継続して実施します。

○母子家庭等自立支援給付金給付事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	すこやか子育て課
----------	--	-----	----------

【事業内容】

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に必要な能力開発や資格取得のために教育訓練講座を受講し、又は養成機関において修業する場合に給付金を支給します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
						○				

○母子・父子自立支援事業

関連する個別計画	次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	すこやか子育て課
----------	-----------------------------	-----	----------

【事業内容】

ひとり親の経済的問題、児童の就学、就職の問題、さまざまな相談に応じ、自立に必要な助言指導を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
						○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

今後も継続して実施します。

○放課後児童クラブの利用料軽減

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	すこやか子育て課
----------	--	-----	----------

【事業内容】

ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料の半額を助成します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○			○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

ひとり親世帯への経済的負担の軽減が図られているため、今後も継続して実施します。

○ファミリー・サポート・センターの利用料軽減

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	すこやか子育て課
----------	--	-----	----------

【事業内容】

児童扶養手当受給者世帯のファミリー・サポート・センター利用料を助成します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○	○			○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

ひとり親世帯への経済的負担の軽減が図られているため、今後も継続して実施します。

(3) その他の困難を有するこども・若者への支援

1) 経済的に厳しい状況にある世帯への支援

○生活困窮者自立支援事業

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	福祉総務課
----------	------------------------------	-----	-------

【事業内容】

生活困窮者世帯の家計改善や長期間就労ができていない者の就労準備など、関係機関と連携し自立に向けた支援を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
								○		

【今後の方向性】：これまで通りに継続

就労や家計が改善されるなど課題が解決するまでに相当の時間を要するケースが増加しているため、各支援機関と連携を図りながら相談者に寄り添う伴走型の支援を継続するとともに、重層的支援体制整備事業を活用し、アウトリーチ事業等の効果的な支援を実施します。

○生活保護費の支給

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画	担当課	福祉総務課
----------	--------------	-----	-------

【事業内容】

困窮のため最低限度の生活を維持することのできない世帯に対し扶助を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
								○		

【今後の方向性】：これまで通りに継続

支援対象者の早期発見・早期支援につなげるため、今後も関係機関と連携・情報共有を図りながら実施します。

○要保護・準要保護児童生徒の就学援助

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画	担当課	総務学事課
----------	--------------	-----	-------

【事業内容】

経済的に就学が困難であると認められる小・中学生の保護者に対し、就学に必要な経費を補助します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
						○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

一部申請事務をデジタル化したことにより、手続きの簡素化・スピード化が図られているため、今後も継続して実施します。

○子どもの学習・生活支援事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	すこやか子育て課
----------	--	-----	----------

【事業内容】

生活保護世帯、ひとり親世帯、就学援助等受給世帯の小学2年生から18歳以下の児童生徒に対し、市民ボランティアによる学習支援や生活習慣に関する指導を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○	○	○				

【今後の方向性】：内容を改善して継続

開催地域を拡充するなど、内容を改善しながら必要な児童生徒へ学習の機会を提供します。

○子育て応援リユース事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	すこやか子育て課
----------	--	-----	----------

【事業内容】

不要となった制服や学用品等を回収・提供し、子育て世帯の経済的負担を軽減します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
						○			○	

【今後の方向性】：内容を改善して継続

提供日を年5回に限定していましたが、必要な時に提供できるよう常設による提供を検討します。

○公立高等学校等就学支援費、私立学校就学支援事業 (就学支援金・奨学給付金)(県)

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画	担当課	秋田県高校教育課
----------	--------------	-----	----------

【事業内容】

高等学校等の授業料に充てるため、保護者の収入に応じて就学支援金を支給します。

低所得世帯における授業料以外の負担軽減を図るため、教科書費、教材費、学用品等に係る経費を扶助します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
						○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

国で定める世帯収入の基準に満たない生徒に対して今後も継続して実施します。

○住居確保給付金事業

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画	担当課	福祉総務課
----------	--------------	-----	-------

【事業内容】

離職、廃業またはやむを得ない休業等により収入が減少し、住宅を失う恐れがある方に、就職活動を安心して行うことができるよう家賃相当額を支給し就労を支援します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
								○		

【今後の方向性】：これまで通りに継続

実績は少ないものの、相談者の状況にあわせ必要な支援を提供できる体制を、引き続き維持していきます。

○生活福祉資金貸付事業(県)

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画	担当課	鹿角市社会福祉協議会
----------	--------------	-----	------------

【事業内容】

低所得世帯に、低金利又は無利子の貸付を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
								○		

【今後の方向性】：これまで通りに継続

こどもの進学等の時期に相談が増える傾向にあるが、他制度優先のためすぐに貸付に至らない場合があるため、他制度等情報の提供や課題解決の相談に対応するなど、必要に応じて相談支援へ切り替え継続的に見守りを行います。

2) 学ぶことに困難がある人への支援

○かづのこもれび教室運営事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	総務学事課
----------	--	-----	-------

【事業内容】

長期欠席及び不登校傾向の児童生徒に対して、個別の指導及び集団の指導を行うことにより、学習意欲、自立心、社会性を育て、学校生活への復帰を手助けするための教室を開設します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○						

【今後の方向性】：これまで通りに継続

不登校となる要因や背景が多様化・複雑化していることから、通級や別室登校へつなげるための、相談段階からの支援体制が重要となっています。

通級児童生徒の状況に応じた学習指導や体験活動、相談支援を行うことにより、児童生徒が安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

○すこやか電話の設置による相談受付(県)

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	秋田県北教育事務所
----------	------------------------------	-----	-----------

【事業内容】

不登校やいじめ、進学や学習の悩みなどに対し、秋田県教育事務所・総合教育センターに「すこやか電話」を設置し、相談事業を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○	○	○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

効果的な相談活動を実施するために改善が必要な部分もありますが、今後、児童生徒がコミュニケーションの手段として活用することが多いSNSを用いるなど、相談しやすい環境づくりを進めていきます。

○スクールカウンセラーの配置(県)

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	秋田県北教育事務所
----------	------------------------------	-----	-----------

【事業内容】

中学校、高校に生徒等が抱える様々な課題を解決するために助言・指導を行うスクールカウンセラーを配置します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
				○	○	○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

相談希望者が多数のため、必要なタイミングで相談ができない場合や生徒が相談に行きづらい状況にある場合があるため、県公認心理師・臨床心理士協会との連携を図り、資格を持つスクールカウンセラーを確保するとともに、現在の配置校を維持しながら、学校のニーズに合わせた配置を進めます。

○広域カウンセラーの配置(県)

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	秋田県北教育事務所
----------	------------------------------	-----	-----------

【事業内容】

スクールカウンセラー等未設置校及び緊急事案発生時に対応するため、秋田県教育事務所及び義務教育課にカウンセラーを配置します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
								○		

【今後の方向性】：これまで通りに継続

小学校数の多い地区では、時数が足りず、活用を制限しなければならないケースもありますが、今後は学校数が多い地区の配置時数の増加を検討していきます。

○スクールソーシャルワーカーの活用(県)

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	秋田県北教育事務所
----------	------------------------------	-----	-----------

【事業内容】

子育てする環境を改善するために、福祉・医療などの機関へつなげる福祉の専門家（スクールソーシャルワーカー）を秋田県教育事務所、総合教育センター等に配置し、相談体制の充実を図ります。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
				○	○	○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

ネット依存や発達障害と関連した不登校の相談が増えているため、力量を高めるための研修の場を確保します。

また、虐待や貧困等、様々な事案に対して、スクールソーシャルワーカーへのニーズが高まってきていることから、配置時数又は人員の増加など事業の拡充を検討します。

○公立高等学校等就学支援費、私立学校就学支援事業(学び直し支援金)(県)

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画	担当課	秋田県高校教育課
----------	--------------	-----	----------

【事業内容】

高校等中退者が再入学して学び直す場合、高等学校等の授業料に充てるため保護者の収入に応じて支給する就学支援金相当額を、卒業するまで（最長2年間）支給します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
					○					

【今後の方向性】：これまで通りに継続

毎年20人から30人程度の実績があるため、中退者が学び直す際の支援を継続して実施します。

○高校生学校生活サポート事業(県)

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画	担当課	秋田県高校教育課
----------	--------------	-----	----------

【事業内容】

学習支援サポーターを配置し、特別な教育支援を必要とする生徒の学習や生活上の困難を改善します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
					○					

【今後の方向性】：これまで通りに継続

支援を必要とする生徒の増加や多様化により、学習サポーターの配置が課題となるため、学習サポーター配置校の取組の成果を共有し、高等学校における特別支援体制の充実を図ります。

3) その他の支援

○家庭児童相談室運営事業

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画	担当課	こども家庭センター
----------	--------------	-----	-----------

【事業内容】

児童養護施設入所児童や問題を抱える児童について、家庭相談員による相談や関係機関との情報交換を行い、支援を行うための協議を実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○	○	○	○	○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

要保護児童対応のため、今後も現行の体制で対応していきます。

○多機関協働事業(重層的支援体制整備事業)

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	福祉総務課
----------	------------------------------	-----	-------

【事業内容】

相談支援包括化推進員の配置により、支援体制のコーディネート機能と継続的な伴走支援を行う体制を整え、市民福祉の向上を図ります。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
								○		

○自立相談支援事業(重層的支援体制整備事業)

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画 子ども・若者育成支援計画	担当課	福祉総務課
----------	------------------------------	-----	-------

【事業内容】

生活困窮者等が抱える複合的な課題に対応する「ふくし総合相談窓口」を設置し、専門支援機関へのつなぎや、必要に応じて社会とのつながりを回復する居場所を提供し地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
								○		

4. 子育てを社会全体で支える体制の充実

(1) 地域で支える基盤整備、ネットワークづくり

1) 育ちや学びを支援する基盤づくり

○こども家庭センター運営事業(重層的支援体制整備)

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	こども家庭センター
----------	--	-----	-----------

【事業内容】

特定妊婦や要支援児童等の情報共有を図り、関係機関との連携・協働により虐待の予防やヤングケアラーの早期把握に努めるとともに、各家庭の状況に応じた切れ目ない支援を行うため、母子保健機能と児童福祉機能を一体とした「こども家庭センター」を整備し、相談支援体制の強化を図ります。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
○	○	○	○	○	○	○				

○子育て関連施設の環境整備

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	すこやか子育て課
----------	------------------------------	-----	----------

【事業内容】

公立保育所等の児童福祉施設の老朽化による施設の修繕のほか、脱炭素化に向けた設備の更新、トイレの洋式化、バリアフリー化など個別施設計画により子育て関連施設の環境改善を図るほか、子育て世帯からのニーズの多い「こどもの遊び場」等の創出のための検討を進めます。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
									○	

再掲

新規登載

○こども誰でも通園制度

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	すこやか子育て課
----------	------------------------------	-----	----------

【事業内容】

保育所等に通っていない6カ月から3歳未満の児童を親の就労要件等を問わず、月一定時間までの利用可能枠のなかで預かります。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○					○				

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	すこやか子育て課
----------	--	-----	----------

【事業内容】

保護者が就労などにより留守家庭となる児童を受入れ、放課後の遊びの場や生活の場を提供する事業です。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○			○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

日中家庭に保護者が居ない児童に遊び場や生活の場を提供し、児童の健全育成が図られたことから、今後も継続して実施します。

○児童センター運営事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	すこやか子育て課
----------	------------------------------	-----	----------

【事業内容】

地域における児童健全育成活動の拠点として、児童厚生員を配置し、児童に健全な遊びの提供により、その健康を増進し、情操を豊かにするための各種事業を実施します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○	○	○	○	○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

こども同士が自由に仲間づくりや交流ができる場として、今後も継続して実施します。

○地域学校協働活動推進事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	生涯学習課
----------	------------------------------	-----	-------

【事業内容】

中学校区ごとに地域学校協働本部を設置し、学校とより多くの地域住民や団体等が連携・協働し、地域の教育力の向上と地域の活性化を図ります。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○	○	○	○	○		○	○

【今後の方向性】：これまで通りに継続

各種研修会等の実施により推進員の資質の向上と情報共有が図られ、活動に参画する地域住民も増加しているため、今後も継続して実施します。

○地域学校協働活動推進事業(うち、かづの未来塾)

関連する個別計画	子どもの貧困対策推進計画	担当課	生涯学習課
----------	--------------	-----	-------

【事業内容】

長期休業期間中に、地域住民が学習支援員となり、課題や学習に不安のあるこどもたちを対象にした「かづの未来塾」を開設することで、学習の楽しさや喜びを得られる機会を提供します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○	○		○			○	○

【今後の方向性】：これまで通りに継続

地域の大人が学習支援員として関わることにより、学校とは違う学びの体験ができるほか、会場を社会教育施設等により、地域を問わず参加することができ、無料の学習支援であるため家庭の負担軽減に結び付くことから、今後も継続して実施します。

○部活動地域移行推進事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	総務学事課
----------	------------------------------	-----	-------

【事業内容】

中学校の休日等の部活動について、持続可能な活動環境を構築するため、準備が整った部活動から段階的に活動を地域に移行していきます。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
				○		○			○	

○市広報やホームページ等による情報発信

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	すこやか子育て課
----------	------------------------------	-----	----------

【事業内容】

市広報により、毎月、子ども未来センターや児童センターのイベント情報を掲載します。また、子育て情報誌「OGARE」の配布やホームページ、Instagram等の SNS を活用した情報発信を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
								○		

【今後の方向性】：これまで通りに継続

今後も多様な媒体を活用して情報発信を行います。

2) 育ちや学びを支援する人材の育成

○子育てサポーター養成事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	すこやか子育て課
----------	------------------------------	-----	----------

【事業内容】

子育て家庭における様々なニーズに対応するため、子育てサポーター養成講座を開催し、サポーターの増員を図ります。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
								○	○	

【今後の方向性】：これまで通りに継続

養成講座の受講者数が減少していることと、受講後にサポーター登録しないケースがあることなどから、サポーターの増員は難しい状況にありますが、今後も受講者数の拡大に向けて工夫しながら事業を継続し、サポーターの増員につなげていきます。

○保育人材確保事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	すこやか子育て課
----------	------------------------------	-----	----------

【事業内容】

保育士の負担軽減と新たな人材育成のため、資格を持たない保育補助者の雇用と資格取得に向けた研修の実施などに対し支援します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
									○	

【今後の方向性】：これまで通りに継続

保育士業務のうち、専門的な技術が必要とされるもの以外の業務の負担が軽減されており、今後も継続して実施します。

○課題研究活性化事業（旧:学校パワーアップ事業）

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	総務学事課
----------	------------------------------	-----	-------

【事業内容】

学校教育の充実を図るため、教職員の自主研修を支援します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
										○

【今後の方向性】：内容を（規模）を縮小して継続

研究機関校の見直しを進めながら、引き続き研究内容の充実を共有、実践に努めます。

○はばたけアスリート鹿角コーチング事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	スポーツ振興課
----------	------------------------------	-----	---------

【事業内容】

競技レベルの向上に向け、小中学生を対象とした各種実技講習会を開催するほか、指導者の育成と資質向上を図ります。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○	○		○	○			

【今後の方向性】：内容を改善して継続

陸上・スキー競技については、学校行事として継続実施していますが、競技人口の減少に歯止めが利かない状態が続いているため、陸上・スキー競技のジュニアクリニックのほか、他競技でもジュニアクリニックの開催を検討します。

陸上とスキーのほか、他競技を含めジュニアクリニックを開催することにより、競技力の向上とスポーツ離れを防ぐため、各種実技講習を行います。

(2) 子育て家庭や若者の経済的負担の軽減

1) 子育てにかかる経済的負担の軽減

○子育て環境充実事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	すこやか子育て課
----------	------------------------------	-----	----------

【事業内容】

市主催等のイベント開催時に臨時託児所を開設し、託児料を助成します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
						○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

今後も継続して実施していきます。

○子育てリフレッシュサービス促進事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	すこやか子育て課
----------	------------------------------	-----	----------

【事業内容】

リフレッシュサークル（子育てサークル）活動時の託児料を助成します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
						○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

今後も継続して実施していきます。

○すこやか子育て支援事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	すこやか子育て課
----------	--	-----	----------

【事業内容】

子育てに係る経済的な負担を軽減するため、令和6年度より国、県の無償化対象外となる児童の保育料や給食費（主食・副食）を完全無償化しています。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○				○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

保育料に加え、給食費の無償化により子育て世帯の負担軽減が図られており、今後も継続して実施します。

○子育てファミリー支援事業（旧:その他の子育て支援事業の利用料の減免）

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	すこやか子育て課
----------	--	-----	----------

【事業内容】

第3子以上を養育している世帯にファミリー・サポート・センターや病児・病後児保育、一時預かり事業の利用料のほか任意の予防接種に係る費用について支援します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○	○			○				

【今後の方向性】：内容を（規模）を拡大して継続

多子世帯への子育て支援事業に係る利用料支援により、経済的負担の軽減を図っているが、第3子以降を無償化としている事業もあることから、任意の予防接種に係る費用を加えるほか、必要な支援について検討を進めながら実施します。

2）就学・進学にかかる経済的負担の軽減

○鹿角市奨学資金貸付事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	総務学事課
----------	--	-----	-------

【事業内容】

高等学校・高専・大学・大学院・短大・専修学校に進学する者に対して奨学資金を貸与します。また、他団体が実施している奨学資金貸与等事業を周知し、必要に応じて相談対応を行い支援します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
					○					

【今後の方向性】：内容を改善して継続

募集期間終了後に奨学金について相談に来るケースがあるため、制度を広く周知し、経済的な理由により進学や技能習得等を諦めることがないよう支援を行います。

○通学対策事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	総務学事課
----------	--	-----	-------

【事業内容】

市内小中学校遠距離・準遠距離通学者及びその保護者にスクールバス・スクールタクシーの運行及び通学費用を助成します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
			○	○		○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

一部申請事務をデジタル化したことにより、手続きの簡素化・スピード化が図られているため、路線バスの運行状況の変更に適宜対応し、児童生徒の登下校の通学環境を適切に確保します。

○子育て応援リユース事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	すこやか子育て課
----------	--	-----	----------

【事業内容】

不要となった制服や学用品等を回収・提供し、子育て世帯の経済的負担を軽減します。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
						○			○	

【今後の方向性】：内容を改善して継続

提供日を年5回に限りていましたが、必要な時に提供できるよう常設による提供を検討します。

3) 医療にかかる経済的負担の軽減

○未熟児養育医療給付事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	こども家庭センター
----------	------------------------------	-----	-----------

【事業内容】

母子保健法に基づき、養育のため入院を必要とする低出生児に対して医療給付を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○					○				

【今後の方向性】：これまで通りに継続

対象者に適切な医療給付事務を実施する必要があるため、今後も継続して実施します。

○福祉医療給付事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策推進計画	担当課	市民課
----------	--	-----	-----

【事業内容】

18歳までの子どもやひとり親家庭の児童、障がい者等の医療費に係る負担を軽減します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
	○	○	○	○	○	○				○

【今後の方向性】：これまで通りに継続

現在、（ひとり親家庭を含む）高校3年生までのすべての子どもを対象に医療費の一部負担金を助成していますが、所得制限の撤廃など、制度改革によりすべての子どもの医療費助成を行うことができているため、今後も継続して実施します。

○不妊治療等支援事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 成育医療等に関する計画	担当課	こども家庭センター
----------	---	-----	-----------

【事業内容】

不妊治療・不育治療にかかる費用の一部を助成し、妊娠・出産を目指す方を支援します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
○										

【今後の方向性】：内容（規模）を拡大して継続

不妊治療費等の助成により、精神的・経済的負担の軽減が図られており、今後も継続して支援します。

(3) 安全・安心な生活環境の整備

1) 住まいにかかる経済的負担の軽減

○安全安心住まいづくり事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	都市整備課
----------	------------------------------	-----	-------

【事業内容】

子育て世帯や高齢者世帯を中心に住宅の増改築やリフォーム、中古住宅購入等に要する支援をします。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
								○		

○市営住宅整備事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	都市整備課
----------	------------------------------	-----	-------

【事業内容】

老朽化した市営住宅の改修を進めるほか、予防保全的な修繕や改修を進めます。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
										○

【今後の方向性】：これまで通りに継続

整備計画上のものについては概ね順調に進んでいますが、老朽化の進行により突発的な修繕等も増えています。

今後も老朽化への対応、予防保全的な修繕や改修に取り組みます。

2) 安心・安全の確保のための活動の推進

○道路整備事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	都市整備課
----------	------------------------------	-----	-------

【事業内容】

舗装道路の維持補修による安全な道路整備を行います。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
								○		

【今後の方向性】：内容（規模）を縮小して継続

人口減少により、道路利用者、施工業者、除雪オペレーターも減少しており、新規路線、改良等は難しいため、廃線の検討を進めながら、優先順位を決めて維持補修に努めます。

○交通安全施設整備事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	都市整備課
----------	------------------------------	-----	-------

【事業内容】

運転者や歩行者の安全性の向上を図るため、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設を整備します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
								○		

【今後の方向性】：これまで通りに継続

住民による情報提供のほか、日々のパトロールにより優先順位を決めながら、今後も継続して整備を進めます。

○交通安全対策事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	生活環境課
----------	------------------------------	-----	-------

【事業内容】

交通安全運動の実施や交通指導員による交通指導などにより、交通安全に対する意識の高揚を図ります。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
								○		

【今後の方向性】：これまで通りに継続

交通死亡事故ゼロを基本とし、市民の安全安心な生活環境を守るため、関係機関と連携し交通安全思想の普及と交通安全を推進します。

○保育所等における園外活動時の安全対策

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	すこやか子育て課
----------	------------------------------	-----	----------

【事業内容】

保育所等での園外活動において活用する散歩経路等について、安全確保のため、関係機関と連携して危険箇所の点検調査を行います。また、点検調査の結果、改善の必要ある箇所については、関係機関と連携して改善に努めます。

【事業の対象者】

妊娠前・妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・支援団体等	その他
	○	○							○	

【今後の方向性】：これまで通りに継続

安全確保のため、関係機関と連携して危険箇所の点検調査を行い改善に努めます。

○通学路の合同点検の実施

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	総務学事課
----------	------------------------------	-----	-------

【事業内容】

各小中学校で通学路の安全確保のため危険箇所の合同点検などを行います。また改善が必要な箇所は関係機関と連携し改善に努めます。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
			○	○					○	

【今後の方向性】：これまで通りに継続

児童・生徒が安心して通学できるよう、関係機関と連携して通学路の安全確保を図ります。

○防犯活動推進事業

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	担当課	生活環境課
----------	------------------------------	-----	-------

【事業内容】

防犯指導員の設置や警察等の関係機関との連携により犯罪や非行の防止活動を推進します。

【事業の対象者】

妊娠前・ 妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生等	保護者	若者	住民全般	地域団体・ 支援団体等	その他
								○		

【今後の方向性】：これまで通りに継続

地域ぐるみで犯罪のない、明るく住みよい安全で安心な地域社会をつくるため、防犯活動を効果的に実施します。

第5章 子ども・子育て支援事業の確保の方策



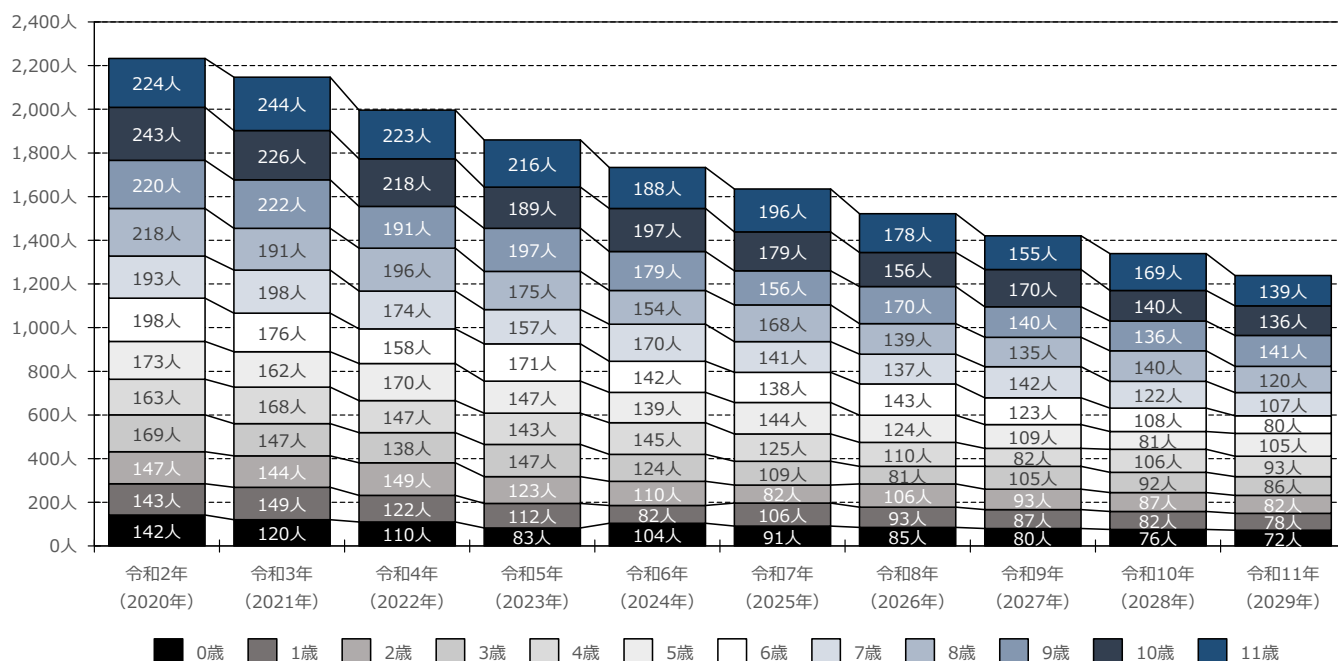
1. こども（0～11歳）人口の推計

子ども・子育て支援事業計画の対象となるこども（0～11歳）人口について、令和6年4月1日の住民基本台帳人口を基準人口とし、過去5年間の人口データ等を用いてコーホート変化率により計画期間の推計を行いました。

	実績人口				
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	142人	120人	110人	83人	104人
1歳	143人	149人	122人	112人	82人
2歳	147人	144人	149人	123人	110人
3歳	169人	147人	138人	147人	124人
4歳	163人	168人	147人	143人	145人
5歳	173人	162人	170人	147人	139人
0～5歳 計	937人	890人	836人	755人	704人
6歳	198人	176人	158人	171人	142人
7歳	193人	198人	174人	157人	170人
8歳	218人	191人	196人	175人	154人
9歳	220人	222人	191人	197人	179人
10歳	243人	226人	218人	189人	197人
11歳	224人	244人	223人	216人	188人
6～11歳 計	1,296人	1,257人	1,160人	1,105人	1,030人
0～11歳 総計	2,233人	2,147人	1,996人	1,860人	1,734人
	推計人口				
	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	91人	85人	80人	76人	72人
1歳	106人	93人	87人	82人	78人
2歳	82人	106人	93人	87人	82人
3歳	109人	81人	105人	92人	86人
4歳	125人	110人	82人	106人	93人
5歳	144人	124人	109人	81人	105人
0～5歳 計	657人	599人	556人	524人	516人
6歳	138人	143人	123人	108人	80人
7歳	141人	137人	142人	122人	107人
8歳	168人	139人	135人	140人	120人
9歳	156人	170人	140人	136人	141人
10歳	179人	156人	170人	140人	136人
11歳	196人	178人	155人	169人	139人
6～11歳 計	978人	923人	865人	815人	723人
0～11歳 総計	1,635人	1,522人	1,421人	1,339人	1,239人

資料：令和2～6年は、住民基本台帳（各年4月1日）

令和7～11年は、コーホート変化率法による推計（各年4月1日）



こども（0～11歳）人口は減少傾向にあり、推計においても減少傾向が続くものと試算されています。そのため令和6年の1,734人から令和11年には1,239人と495人の減少となっており、令和6年の7割程度の水準になるものと予測されています。

0～5歳では、令和6年の704人から令和11年には516人と推計され、188人の減少が予測されています。また、6～11歳においても令和6年の1,030人から令和11年には723人と、307人の減少が予測されています。

2. 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

○教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

○区域設定の考え方

教育・保育提供区域の設定にあたっては、①地区内での教育・保育施設の利用率、②通園に係る負担感、③各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等の「偏り」の3つの項目を踏まえ、行政区を基礎単位とし、隣接する複数地区の組み合わせによる検討を行います。

○鹿角市における教育・保育提供区域

本市は、保育所についても利用者の居住地区に関わらず、保護者の選択等により市内施設を広域的に利用している状況にあります。また、地域子ども・子育て支援事業の各種事業も市全体で広域的に施設利用や事業展開をしていることから、市全体を1区域として設定します。

3. 教育・保育の区分の設定について

教育・保育とは、認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業の利用を指し、以下の区分で設定します。

認定区分	対象者		利用できる施設等
1号認定	満3歳以上のこども	教育を希望する場合	認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上のこども	保育を必要とする場合	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満のこども	保育を必要とする場合	認定こども園、保育所、地域型保育事業

幼稚園 : 3歳から就学前のこどもに対し、幼児教育を行う施設

認定こども園 : 幼稚園と認可保育所の機能や特徴をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設

認可保育所 : 0歳～就学前のこどもに対し、保育を行う施設

地域型保育事業 : 市町村が認可する以下の4つの事業

- ① 小規模保育事業 : 定員6～19人で行う保育事業
- ② 事業所内保育事業 : 企業等が、主に従業員用に運営する保育施設
- ③ 家庭的保育事業 : 保育者の家庭等でこどもを保育するサービス
- ④ 居宅訪問型保育事業 : ベビーシッターのような保育者が、こどもの家庭で保育するサービス

4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保について

認定こども園は、就学前のこどもの成長と発達段階に応じた教育・保育を一体的に行い、生涯にわたる人間形成の基礎を培うための教育・保育を提供する施設として位置づけられ、国では普及を図ることとされております。

本市では、地域性も鑑み、市内の教育保育施設の2園が認定こども園に移行しており、今後もこの体制を維持できるように努めていきます。

また、幼稚園教諭や保育士の人材の確保・育成に向けて、幼保併有資格の取得促進、幼稚園教諭と保育士の合同研修、保育士の処遇改善、職員の資質の向上などの取組についても検討していきます。

このほか、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、教育・保育施設の職員と小学校職員とこどもの育ちや学びに対する相互理解のための交流や意見交換会の機会を充実するよう担当部局間で連携し、幼幼児期の教育・保育施設と小学校教育との円滑な接続の恐竜の支援に努めます。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から実施している幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付が創設されています。

本市では、「施設型給付」の対象外である幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業を広域で利用があった際には、施設による代理受領により対応することとし、それ以外の事業等の利用にあたっては、利用状況を適切に把握する必要性から、保護者からの申請に基づく償還払いにより対応することとします。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施のため、給付に関する案内や申請等の手続きについて、施設と連携し、校正かつ適正な給付に努めます。

6. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策

(1) 教育と保育の量の見込み

			2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
1号	教育		29人	24人	22人	21人	22人
2号	教育		0人	0人	0人	0人	0人
	保育		334人	279人	262人	247人	251人
3号	0歳	保育	69人	65人	61人	58人	55人
	1・2歳	保育	174人	184人	167人	156人	149人

(2) 教育利用に対する確保策

① 1号認定（3～5歳）・教育利用に対する確保策

		2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
見込量		29人	24人	22人	21人	22人
確保策		50人	50人	50人	50人	50人

(3) 保育利用に対する確保策

① 2号認定（3～5歳）・保育利用に対する確保策

		2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
見込量		334人	279人	262人	247人	251人
確保策		493人	493人	493人	493人	493人

② 3号認定（0歳）・保育利用に対する確保策

		2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
見込量		69人	65人	61人	58人	55人
確保策		76人	76人	76人	76人	76人

③ 3号認定（1・2歳）・保育利用に対する確保策

		2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
見込量		174人	184人	167人	156人	149人
確保策		271人	271人	271人	271人	271人

7. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策

○時間外保育事業（延長保育事業）

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用量	216人日	197人日	183人日	172人日	169人日
確保策	利用量	216人日	197人日	183人日	172人日	169人日

○放課後児童対策事業

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	計	444人	427人	399人	370人	323人
	小学1年生	104人	108人	93人	82人	60人
	小学2年生	98人	96人	99人	85人	75人
	小学3年生	101人	84人	81人	84人	72人
	小学4年生	67人	73人	60人	58人	60人
	小学5年生	45人	40人	43人	36人	35人
	小学6年生	29人	26人	23人	25人	21人
確保策	計	670人	670人	670人	670人	670人

○子育て短期支援事業(ショートステイ)

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用量	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
確保策	利用量	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日

○地域子育て支援拠点事業

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用量	1,169人日	1,190人日	1,089人日	1,026人日	972人日
確保策	利用量	1,169人日	1,190人日	1,089人日	1,026人日	972人日

○一時預かり事業

(幼稚園型)

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	利用量	4,987 人日	4,149 人日	3,898 人日	3,675 人日	3,740 人日
確保策	利用量	6,000 人日	6,000 人日	6,000 人日	6,000 人日	6,000 人日

(上記以外)

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	利用量	170 人日	155 人日	144 人日	136 人日	134 人日
確保策	利用量	240 人日	240 人日	240 人日	240 人日	240 人日

○病児・病後児保育事業

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	利用量	235 人日	214 人日	199 人日	187 人日	184 人日
確保策	利用量	960 人日	960 人日	960 人日	960 人日	960 人日

○ファミリー・サポート・センター事業

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	利用量	1,031 人日	967 人日	922 人日	854 人日	711 人日
	提供会員数	45 人	45 人	45 人	45 人	45 人
確保策	利用量	4,750 人日	4,320 人日	4,030 人日	3,740 人日	3,670 人日
	提供会員数	45 人	45 人	45 人	45 人	45 人

○妊婦健康診査

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	利用量	1,038 人回	969 人回	912 人回	867 人回	821 人回
確保策	利用量	1,038 人回	969 人回	912 人回	867 人回	821 人回

○乳児家庭全戸訪問事業

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	訪問人数	79 人	74 人	70 人	66 人	63 人
確保策	訪問人数	79 人	74 人	70 人	66 人	63 人

○養育支援訪問事業

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	訪問人数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
確保策	訪問人数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

○子育て世帯訪問支援事業

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	利用量	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日
確保策	利用量	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日

○妊婦等包括相談支援事業

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	妊娠届出数	255 人	240 人	231 人	219 人	210 人
確保策	妊娠届出数	255 人	240 人	231 人	219 人	210 人

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

（利用者数）

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	計	0 人	5 人	4 人	4 人	4 人
	0 歳	0 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	1 歳	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	2 歳	0 人	2 人	1 人	1 人	1 人
確保策	計	0 人	5 人	4 人	4 人	4 人
	0 歳	0 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	1 歳	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	2 歳	0 人	2 人	1 人	1 人	1 人

（延べ利用者数）

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	計	0 人日	20 人日	18 人日	17 人日	17 人日
確保策	計	0 人日	20 人日	18 人日	17 人日	17 人日

○産後ケア事業

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	利用量	85 人日	80 人日	77 人日	73 人日	70 人日
確保策	利用量	85 人日	80 人日	77 人日	73 人日	70 人日

第6章 計画の推進体制



1. 地域社会全体の共動による推進

こどもと若者を社会全体で支援するため、家庭、地域、企業、行政などが一体となり、共動で対策を推進する必要があります。このことを踏まえ、今後の取組の指針となるよう、それぞれの役割を次のとおり提案し、計画を円滑に推進していきます。

※共動とは
鹿角市の造語で、「ともに動く」という言葉のシンプルさや、「労働」のイメージがないことからこの用語を用いています。

◇家庭の役割

- ・こどもに基本的な生活習慣を身につけさせる。
- ・こどもに家庭や社会のルールを教える。
- ・こどもの人権を尊重する。
- ・こどもに家庭をつくることの意義について認識を深めさせる。
- ・家庭生活における男女共同参画に取り組む。

etc.

◇地域の役割

- ・こどもや若者の育ちを地域全体で見守る。
- ・こどもや若者が気軽に地域の行事に参加できる機会を設ける。
- ・地域の人々とのつながりを持ちながら関わりを深める。

etc.

◇企業の役割

- ・子育て中の労働者が男性、女性問わず子育てに向き合えるよう、長時間労働の是正、本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりに努める。
- ・労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるような雇用環境の整備に努める。
- ・子育て支援に関する施策や地域活動等に理解を持ち、協力を努める。
- ・社員一人ひとりのライフスタイルやキャリア形成に即した多様な働き方が可能となるように努める。

etc.

◇行政の役割

- ・各関係機関、家庭、地域、企業等との連携を強化しながらこの計画を推進する。
- ・子育て支援、若者支援に関する施策を積極的に推進する。
- ・地域における独自の子育て支援の取組を積極的に支援する。

etc.

2. 計画の推進体制

(1) 子ども・子育て会議による進捗評価

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て会議では、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には都度修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

(2) 庁内における進捗管理の体制

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取組を実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援、若者支援を推進する計画として位置づけ、関係各課などとの幅広い連携を図り、計画の進捗評価のための庁内関係課連絡会議を随時開催します。

(3) 関係機関等との連携・共働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、共働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

さらに若者の就労環境や労働環境の改善や地域活動への参加促進、余暇活動の促進や居場所づくりなどについても、事業者を始め、幅広い関係機関との連携が必要です。

本市はこれらの関係機関等に声かけや情報提供、各種事業への協力依頼など積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

(4) 国・県等との連携

本計画に掲げる取り組みについては、市が単独でできるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携や、労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・DV被害防止やひとり親家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し推進します。

3. 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

計画は市のホームページで公表します

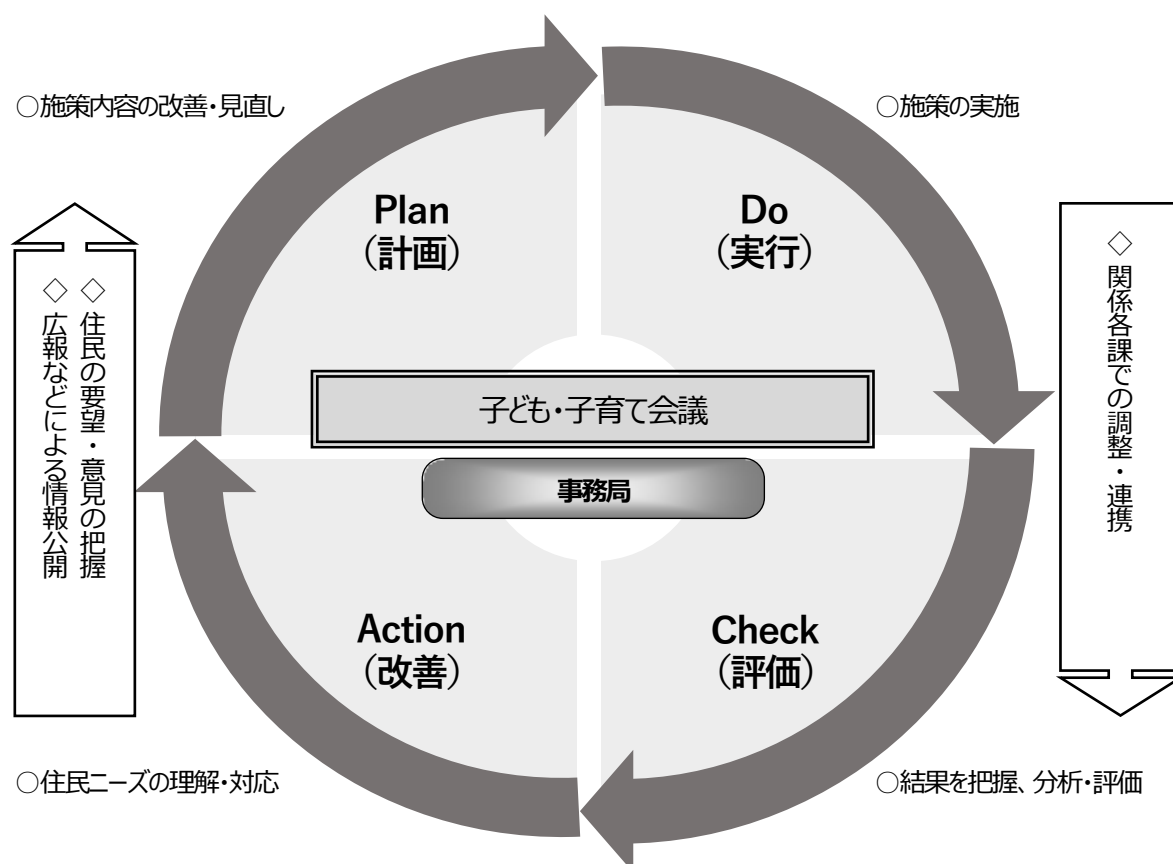
また、各事務事業においても、広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

4. 計画の進捗状況の管理・評価

各年度において計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることとします。計画の見直しや施策の改善、充実につないでいくために、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施します。

また、子ども・子育て会議に計画の実施状況を報告し、今後の対策等に関する意見をいただきます。

また、必要に応じて事業の見直しを図り、事業計画の推進を図ります。



鹿角市こども計画

令和7年3月

編集	鹿角市健康福祉部 すこやか子育て課 〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字下花輪50番地 (鹿角市福祉保健センター内) T E L : 0186-30-0235 F A X : 0186-30-1257
----	--

